

2024 年度

# 年 報

第 5 卷

一般社団法人

子ども未来・スポーツ社会文化研究所



## 子ども未来・スポーツ社会文化研究所 2024 年度年報（第 5 卷）

---

---

### 目次

#### <特集論文>

##### ●パリ・オリンピック 2024

###### －commercial/ power-games の視点から読み解く－

###### ・ 緒言

黒田 勇（関西大学名誉教授） ···· 2

###### ・ パリ・オリンピックにおける POWER-GAMES の展開

石坂友司（奈良女子大学研究院生活環境科学系） ···· 4

###### ・ パリ 2024 から導入されたオリ・パラの新チケット販売モデルに関する考察

～ホスピタリティ・プログラムに着目して～

島田達人（新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科） ···· 25

#### <論文>

##### ●電鉄広報誌に見る郊外における「少女」のイメージ

###### －『郊外生活』『山容水態』を通じて－

談 韶（関西大学大学院社会学研究科マス・コミュニケーション学専攻） ···· 45

#### 活動報告

··· 64

#### 編集後記

··· 69

## «特集：課題プロジェクト研究 2024»

# パリ・オリンピック 2024

## —commercial/ power-games の視点から読み解く—

黒田 勇（理事・関西大学名誉教授）

### 緒言

2024年のパリ・オリンピックについて、当研究所としてプロジェクト研究を企画し、研究者を外部から募集しました。そして、募集に応じた石坂友司氏（奈良女子大学）による「パリ・オリンピックにおけるPOWER-GAMESの展開」と、島田達人氏（新潟経営大学）による「パリ2024から導入されたオリ・パラの新チケット販売モデルに関する考察～ホスピタリティ・プログラムに着目して～」の二つの研究がすすめられました。

さて、2024年パリ大会は、前回1924年パリ大会から100年目、オリンピックが現在のような国際大会として完成したのはほぼこの大会からで、それからオリンピックは様々な形で発展してきました。

1912年のストックホルム大会から参加していた日本は、このパリ大会辺りから徐々に国民の関心を集めだしました。そして、その後は新聞の報道もあって、世界の国に比べオリンピックに大きな意味を見出し、近年に至るまで一般国民も特別の価値を見し出してきました。ただ、多くの日本人の素朴なオリンピック信仰にもかかわらず、オリンピックは単なる「スポーツの祭典」ではなく、国家的な政治過程の中に位置づけられ、またさらにスポンサーとメディアの巨大ビジネスのイベントとなってきたことも明らかになっています。

オリンピックに関する研究においても、そのことが長く議論されてきました。社会科学系の研究は、オリンピック大会そのものの思想、歴史研究と、現実の政治過程、産業過程の中でのオリンピックのあり様の研究が多くを占めてきましたが、さらに、オリンピックが世界経済の成長やメディア技術とビジネスの発達に伴い、メガイベント化していくと、放送権をはじめとしたメディアビジネスに絡めた政治経済学的なアプローチにより、その中のオリンピックの変容を議論することが主流となっていました。

ただ、オリンピックのあり方にも多くの議論があり、実際に変化も見られます。パリ・オリンピックは確かに、華やかに開催されました。開会式や閉会式の仕方も斬新なもので新たなスペクタクルを演出しました。大きな建設費をかけた都市再開発の一環といったオリンピック招致のねらいにも変化が見られました。「過渡期」のオリンピックに対して研究者はどのような視点と切り口から切り込めばいいのでしょうか。

2021年一年延期で開催された東京オリンピックは日本開催でもあり、事前にも事後にも多くの研究成果が公表されました。ただ、今回のパリ大会については、研究対象としてそれほど大きな関心を呼ばなかったのか、それともフランス語圏での開催によって研究資料の収集やデータの収集が難しいことがあったのか、現在のところ、その研究成果の公表は数少ないようと思われます。今まさにその過渡期にあり、研究者はその見極めをしているのかもしれません。

そうした中で、本研究所のプロジェクト研究の一応の成果報告となりました。

石坂氏の研究「パリ・オリンピックにおける POWER-GAMES の展開」については、上記の研究の流れからすると王道の研究と言えます。オリンピックが国内政治、国際政治に巻き込まれ、また一体となって開催されてきたダイナミズムについてパリ大会に関わる動向を、主にメディア報道と IOC のデータを素材として明らかにしています。パリ大会は、とりわけロシアのウクライナ侵攻とイスラエルのガザ侵攻という大きな国際問題の中で準備され開催されました。本研究において、オリンピックやスポーツがその理念とは乖離した方向で国際政治と向き合わなければならない現実を明らかにしています。

一方島田氏の研究「パリ 2024 から導入されたオリ・パラの新チケット販売モデルに関する考察～ホスピタリティ・プログラムに着目して～」は、オリンピックにおける「ホスピタリティ」ビジネスのあり方についての考察です。オリンピックにおいても、富裕層からのスポンサーシップをチケットという形で獲得しようとした試みですが、これに対して、プロ野球ビジネスの現場にいた経験をもつ島田氏のユニークな問題意識からの切込みであり、その調査と分析は、経営論的にもまた社会学においても興味深い内容と言えます。

本研究所のプロジェクトに参加した両研究が、オリンピックのあり方についての研究と議論の、さらなるきっかけとなることを期待します。

## «特集：課題プロジェクト研究 2024»

### パリ・オリンピックにおける POWER-GAMES の展開

石坂友司（奈良女子大学）

本稿は 2024 年に行われたパリ・オリンピック（以後、パリ大会）における Power-Games の展開についてスポーツ社会学の視点から分析を行うものである。

筆者はこれまでオリンピックをめぐる 3 つの Games (Athletic / Commercial / Power) について分析を行ってきた（石坂 2018）。オリンピックの 3 つの Games という考え方を佐伯年詩雄が提示した分析枠組みである。佐伯は私たちが普段目にするアスリートの祭典としてのオリンピック (Athletic-Games) とは別に、企業による経済競争 (Commercial-Games) と政治の権力競争 (Power-Games) が展開されていることを示し、これらをオリンピックの 3 つの Games と呼んだ（佐伯 2006: 28-40）。Commercial-Games にはスポーツ産業による運動用具や衣類の提供競争（スポンサー）、テレビ放映権の獲得競争、スタジアムの建設や交通システムの整備などが含まれる。一方の Power-Games には国民組織や政治組織の国際的承認を得るために展開される権力の正当性と承認をめぐるたたかい、国威発揚に結び付き、自国の政治・経済体制、文化水準、民族の優秀性を示すためのメダル獲得競争などが含まれる。本稿が対象とするのは Power-Games の様相である。

一概に Power-Games といっても、上記に示したように分析の視点は多岐にわたる。オリンピックにおけるボイコットや出場資格の停止のように、いくつかの国家を巻き込んで展開される政治的なものもあれば、メダル獲得競争のように、国家的スポーツ政策を伴いながら、自国の威信獲得に結びついていくものもある。後者の身近な事例では、2021 年に延期開催された東京オリンピック・パラリンピックは自国開催のメガイベントとして、国家的威信を示すためのメダル獲得目標と結び付き、スポーツ基本法のような法整備を可能にしたほか、スポーツ基本計画などの国家的スポーツ政策を伴いながらスポーツ立国戦略として結実してきた。また、それによってスポーツ振興費の予算規模は大幅に増大し、特に競技力向上予算は 100 億円を超えるまでになった。東京オリンピック（以後、東京大会。オリンピックの大会名はオリンピックを省略して大会と表記する）における金メダル獲得数は 27 個、世界順位 3 位を獲得し、メダル大国日本というイメージを世界に発信した。本稿で対象とするパリ大会についても、金メダル 20 個、世界順位は 3 位を維持し、東京大会に続いてスポーツ政策に向けられた予算規模は継続している。

筆者は別のところで、オリンピックは象徴的権力の発露を伴う、顕著なメガイベントであると論じてきた（石坂 2018）<sup>1)</sup>。この点から言えば、オリンピックで展開される国際的な関係性を巻き込む比較的大規模な事件やトラブルは最も目につきやすく、オリンピックは国家、政治団体等によってターゲットにされやすいという性格を有している。パリ大会の前後では、オリンピックが理念として掲げる「平和」を揺るがす二つの大きな出来事が発生し、「平和の祭典」としてのオリンピックを揺さぶった。すなわち、ロシアのウクライナ侵攻によって引き起こされた参加問題、並びにイスラエルのガザ侵攻によって引き起こされた参加問題である。本稿ではこの二つを題材として分析することにしたい。

オリンピックにおける参加問題が「平和」の理念を揺さぶる事件は過去に数多く起こっている。最も有名なのは、1980年のモスクワ大会で起こった西側諸国のボイコットと、それに対する1984年ロス大会の東側諸国のボイコットの応酬である。2000年以降では、Power-Gamesの主役は中国に移ったかのように展開してきていて、2008年の北京大会では中国の国内外における人権問題が絡んで実に多くの混乱が引き起こされていた。例えば、チベットをめぐる人権抑圧の嫌疑をめぐっては、世界を駆け巡る聖火リレーが各所で妨害されるという事件が引き起こされた。また、スーダンのダルフール地方で起こっていたジェノサイド（民族浄化）に対して、資本・軍事力で影響力を持ちうる中国が指導力を発揮していないことがやり玉に挙げられ、アスリートによる「チームダルフール」の結成、抗議運動につながっていった（石坂 2018）。2022年の北京冬季大会でも、西側諸国の政府高官が中国国内での人権抑圧の嫌疑をめぐって参加をボイコットする事態が発生している。

そして迎えた2024年のパリ大会は、前回の1924年大会から100年ぶりに開催された大会で、その間にオリンピックは大きな変化を遂げてきた。開催都市の選定方式変更に見られるように、国際オリンピック委員会（IOC）は大会そのものの持続可能性を優先する方向に舵を切り、より多くの開催立候補都市を呼び込もうと努めてきた。一方で、北京冬季大会閉幕後のロシアによるウクライナ侵攻を受け、ロシア、ベラルーシの国籍を持つ選手団の参加制限などをめぐって揺れ動いてきた。ロシアの動向が、オリンピックが大事にしてきた「平和」の理念をどのように揺るがしていったのか、そしてそこでどのようなPower-Gamesが展開されてきたのかについて分析をしていくことにしよう。

## 1. ロシアのオリンピック休戦違反

### (1) 北京大会からソチ大冬季会まで

ロシアは2000年以降、3度オリンピック休戦違反を糾弾される事態を引き起こしている（表1）。

表1 オリンピック休戦違反を糾弾されたロシアをめぐる動向

2008年8月8日	<b>北京大会開幕</b> （会期：8月8日～8月24日）。 7日にグルジア（現在のジョージア）が南オセチア自治州に武力展開。ロシアが増援部隊を派遣し武力衝突。ロシアのグルジア侵攻開始。 ロシアによる南オセチア共和国、並びにアブハジア自治共和国の独立承認（8月26日）。
2014年2月23日	<b>ソチ冬季大会閉幕</b> （会期：2月7日～23日）。 ロシアのウクライナ・クリミア侵攻。 ロシアによるクリミア共和国の独立承認（3月17日）。
2022年2月20日	<b>北京冬季大会閉幕</b> （会期：2月4日～2月20日）。 ロシアのウクライナ侵攻（2月24日）。
2022年3月4日	<b>北京パラリンピック開幕</b> （会期：3月4日～3月13日） ロシアパラリンピック委員会（RPC）として個人資格で参加予定も、ウクライナ侵攻を受け中立選手として参加が許可される。各国の反発によって除外決定（3月3日）。

オリンピック憲章の存在によって、オリンピックに参加する国や地域はオリンピックが体現する「平和の理念」の遵守義務が生じる。それを直接的に揺るがした事件をロシアが起こしたのが、2008年の北京大会におけるグルジア（現在はジョージアと表記）との開戦である。オリンピックは古代ギリシャで行われていたエケケイリア（聖なる休戦）の思想の体現を目指して、準備段階において国連による休戦決議を行い、大会期間中の平和維持に向けた努力が払われる。その中でも最も世界的に注目を集める開会式の前日、グルジアとロシアの戦端が開かれた。グルジアの領土である南オセチア自治州の実効支配を強めるロシアに対して、グルジアが武力展開をして戦争が始まった<sup>2)</sup>。ロシアで実権を持つウラジミール・プーチン首相が北京大会の開会式に参列していて、グルジアがその隙をねらったとする解釈が可能だ。

開会式の会場にはアメリカのジョージ・ブッシュ大統領もいて、プーチン首相と緊急会談がもたれる様子が報道されている。その後国連などによる停戦呼びかけにもかかわらず、ロシアはグルジア領内への侵攻を開始して南オセチア自治州を完全掌握するとともに、南オセチア共和国とアブハジア自治共和国の独立を一方的に承認した。現在でもこの独立は日本を含む国連加盟国のほとんどによって承認されていない。その後ロシアのドミトリー・メドベージェフ大統領が「新冷戦も辞さず」と発言するなど、西側諸国との緊張が高まった。ロシアに対する北大西洋条約機構（NATO）の警戒心の増加が、その後のロシアによるウクライナ・クリミア侵攻につながっていくとする見立てもある。

2014年にロシアで開催されたソチ冬季大会は、モスクワ大会以来のロシア（モスクワ大会時はソ連）での大会開催となった。この時期ロシアは大規模なメガイベントの招致を積極的に推進していて、この冬季大会の他に、2018年にはFIFAワールドカップを開催している。ソチはグルジア国境からわずか38キロメートルしか離れていない、ロシアを代表するウインタースポーツのリゾート地で、グルジア侵攻を受けてソチ大会をボイコットすべきとの論調もあった。代表的な論者は、ソ連時代に外務大臣を務め冷戦終結の一躍を担うとともに、1992年から2003年までグルジアで大統領を務めたエドアルド・シュワルナゼである。

ソチ大会の前年に当たる2013年6月、大統領に復帰したプーチンは、政治による統制強化の一環として「同性愛のプロパガンダ（宣伝）行為」を禁止とする、いわゆる「プロパガンダ禁止法」に署名し成立させた（AFPBB 2013.8.10）。この禁止法をめぐっては、人権擁護団体やアメリカのバラク・オバマ大統領などが批判を行い、同法が基本的人権を侵害しているという訴えをきっかけにソチ大会のボイコットが喧伝された。

2013年にウクライナの首都キーウで始まったマイダン広場を中心とする抗議デモをきっかけに、2014年にはウクライナ議会によってビクトル・ヤヌコビッチ大統領は解任され、ロシアへの亡命を余儀なくされた。ウクライナと欧州連合（EU）の経済協定締結を断念しようとした大統領に対し、群衆がウクライナ国旗とEUの旗を振りながら大統領の退陣を叫んだ「ユーロマイダン（マイダン革命）」と呼ばれる抗議デモであった（関根 2022）。これに対してロシアがロシア系住民の保護を名目に兵士を投入し、2014年3月にはクリミア自治共和国とセヴァストポリを併合した。独立に向けた住民投票をめぐってウクライナとロシアが対立する中で、ロシアは3月17日にクリミア共和国の独立を一方的に承認した。一方で、ウクライナ、アメリカをはじめとする西側諸国は今までこれらの独立、ロシアへの編入を認めていない。この一連の事件はソチ大会の閉幕間際に起き、パラリンピック開幕後も継続した。パラリンピックではロシアの関与に抗議して、ウクライナに加え、アメリカ、イギリスなどが開会式への参加をボイコットしている。なお、ウクライナは大会のボイコットを検討していたが見送り、選手は参加した。国際パラリンピック委員会（IPC）がロシアに対し

てオリンピック休戦の遵守を求めたものの、事態は解決には至らなかった。ロシアの主張は、あくまでも国内問題への対処にあるとするもので、内政干渉にあたるとの抗弁を行った。

グルジア侵攻、並びにクリミア併合によるロシアに対する国際社会からの圧力に加え、ロシアのアンチ・ドーピング機構が招いた不正疑惑が2015年から発覚し、ロシアのオリンピック・パラリンピック参加問題が先鋭化してきた。ロシア陸上競技連盟やコーチ、選手などが組織的にドーピングを行っていて、それを検査する側のロシアドーピング機構が隠蔽に加担していたことが暴露されたのである。世界アンチ・ドーピング機構(WADA)は調査によってロシアが国家的ドーピングを行っていたと結論づけ、2018年平昌冬季大会からロシアの出場資格を停止し、潔白が証明されたアスリートに限り、ロシアオリンピック委員会(ROC)の名称で出場させる措置をとった。

## (2) 北京冬季大会

2022年に北京で開催された冬季オリンピック（会期：2月4日～2月20日）終了後の2月24日、ロシアはウクライナへの侵攻を開始した。オリンピックの閉幕を待つことで、自国選手の活躍の場を確保するというパラリンピック（会期：3月4日～3月13日）軽視の姿勢がうかがえるが、オリンピックを契機に国連で採択されるオリンピック休戦決議の期間には当然パラリンピックも含まれる。

ウクライナはかつてソ連を構成する共和国の一つで、1986年のチェルノブイリ原発事故を起こしたことでも知られる。その後ソ連崩壊と共に1991年に独立し、親ロシア派と親欧米派が対立を続けてきた（朝日新聞WEB 2022.3.23）。ロシアの主張は、親ロシア派が多く住むウクライナ東部地域のロシア系住民の保護が目的であったが、NATO加盟を目指すウクライナが欧米の拠点となり、脅威になることを防ぐ目論みがあったと考えられる<sup>3)</sup>。

ロシア軍は2月24日に首都キーウなどへのミサイル攻撃や空爆を開始し、ウクライナのウォロディミル・ゼレンスキ大統領が戦時体制の導入を宣言した。翌25日には国連安全保障理事会でロシア非難決議が採択されたが、ロシアが拒否権行使した。3月2日には国連総会緊急特別会合でロシア非難決議案が賛成141、反対5、棄権35で採択されている。以後、両国の戦争は2025年現在も継続している。

北京冬季大会に対するオリンピック休戦決議は2021年12月2日に国連総会において、ロシアを含む193加盟国の全会一致（ロシアを含む173カ国が共同提案国）で採択されており、オリンピックが開始される7日前の2022年2月4日から、パラリンピック閉会の7日後の3月20日に終了することになっていた。IOCは2月24日にロシアの休戦協定違反を強く非難し、ウクライナオリンピックコミュニティメンバーの安全に配慮し、状況を監視するためのタスクフォースを設置した（IOC 2022a）。IPCは2月24日にIOCの非難に加わるコメントを発表し、ウクライナのパラアスリートの安全確保が難しい情勢になっていることを受け、アンドリュー・パーソンズIPC会長は平和協定に対する遵守義務を改めて求めた（IPC 2022）。

IOCは当初、ロシアと協力国のベラルーシに対して強硬な姿勢で臨んだ。2022年2月25日には加盟する国際競技連盟(IFs)に対して、ロシア、ベラルーシで開催予定のスポーツ大会を中止し、代替地で開催するよう要請したほか、2月28日にはIFsに対してロシア、ベラルーシの選手、役員を競技会に参加させない（中立選手、チームとしての参加は認める）ように勧告した。この制裁ともとれる措置に対して、後にトマス・バッハ会長は2022年5月20日に行われた第139回IOC総会で、国際大会からの除外は「制裁ではなく

い」と発言している。

改めて強調しますが、これらは制裁ではなく保護措置であり、競技の公正性を守るための措置です。ロシアとベラルーシの選手と役員の安全は、侵攻後、多くの国で根強い反ロシア感情と反ベラルーシ感情が広がったため、保証されませんでした。(IOC 2022b)

IOCは政治的な中立を掲げ、中立を逸脱するような言明や行動を最大限抑制してきた組織である<sup>4)</sup>。パトリック・クラストルの言葉を借りれば、「国際関係において大きな紛争が起こるたびに、IOCは中立の立場を表明し、象徴的な力を増してきた。IOCは、そのさまざまな歴史的な出来事を通して再生するという特殊な能力」(Clastres 2025: 17)をもっている。また、鈴村裕輔が述べるように、IOCは中立を標榜することで、「オリンピックの政治化」を招いてきている(鈴村 2022: 133)。この点で、IOCが早期にIFsに要請したロシア、ベラルーシの選手の自國名での出場禁止は、積極的措置としてIFsに歓迎された。一方で、後に見るよう、国連人権理事会の特別報告者2名から受け取った、国籍のみを理由にした全面的参加禁止は差別であり、人権の重大な侵害となるとする懸念の表明によって、IOCの主張は揺らいでいくことになる。2023年5月の時点でのIOCバッハ会長による「制裁ではなく保護措置」という言明は、IOCが政治的中立を逸脱しないようにとった自衛策とも言える。この保護措置という言明は、モスクワ大会での西側諸国のボイコットに対抗して、1984年ロス大会でソ連を始めとする東側諸国がボイコットを行う際に用いられたロジックと同じである。当時、ソ連はアメリカが全てのアスリートの安全を保証し、人権と人間の尊厳を尊重し、競技を実施する正常な状況を作ろうとしているとして、「不参加」を表明していた(清川 1987; D'Agati 2013)。

このほか、IOCはオリンピック功労者に贈られる最高の栄誉である「オリンピック・オーダー」をプーチン大統領から剥奪することを決めた。このほか、ワールドテコンドー(WT)は名誉9段の黒帯を撤回、国際柔道連盟(IJF)は名誉会長職と親善大使職を停止、国際水泳連盟(World Aquatics、2022年まではFINA)は功労賞を撤回するなど、各IFsもIOCの措置に倣った(CNN 2022.3.2)。

## 2. ロシアのウクライナ侵攻に対する主な競技団体の反応

ロシアのウクライナ侵攻に対して、主要なIFsがどのように対処したのかについていくつかの例を見ておこう。

### (1) 国際サッカー連盟／ヨーロッパサッカー連盟

国際サッカー連盟(FIFA)とヨーロッパサッカー連盟(UEFA)は、2022年2月28日にロシアのクラブチームと代表について、すべての大会への出場を禁止する措置をとった(BBC News 2022.3.1)。その前日に両連盟は、ロシアはロシアサッカー連合として出場し、国旗や国歌は禁止されるが、ホーム戦は中立地で開催することとし、プレイ自体は認める決定をしていた。これに対してヨーロッパ諸国(イギリス、ウェールズ、ポーランド、スウェーデン、チェコなど)が反発し、ロシアとの対戦を拒否したことから一日での取り消しとなった。この決定によって、ロシアはFIFAワールドカップのヨーロッパ予選のプレーオフに出られなくなったほか、女子チームもユーロ2022大会への出場が禁止された。ロシアは2026年のFIFAワールドカップの出場も継続して禁止されている。また、ロシアのサンクトペテルブルクで開催が予定されていた男

子サッカーのチャンピオンズリーグ決勝はパリに変更して開催された。

FIFA のこの措置は、UEFA が 17 歳以下のワールドカップ選手権へのロシアの出場を 2023 年 9 月に解除したことで同年 10 月に一部解除された。なお、ユース年代以外の代表の試合参加については継続して禁止されている。これに対してウクライナサッカー協会はロシアが出場する大会には出場しないことを表明し、他国にも同様の措置をとるように要請した。UEFA が 17 歳以下の選手権へのロシアチームの参加を認めた理由は、大人だけが負うべき行為によって子ども達が罰せられるべきではないこと、サッカーが平和と希望のメッセージを発信し続けることを止めるべきではないことなどを理由として説明している (UEFA 2023)。

## (2) 世界陸上競技連盟

世界陸上競技連盟 (WA) は 2022 年 3 月 2 日にウクライナ侵攻を理由にロシア、ベラルーシの選手および役員などを当面の間、そして即時にすべての WA シリーズの競技会から除外するとともに、大会の開催も禁止すると発表した。また、その他の陸上リーグ、ツアーライセンス等の主催者に対しても同様の措置をとることを勧告した。WA のセバスチャン・コーエン会長は、「これらの制裁がロシアの意図を妨げ、無効化し、平和を取り戻す唯一の平和的な手段である……ウクライナ選手への苦難、そしてウクライナのスポーツシステムの破壊によって、主要な国際大会のインテグリティはすでに著しく損なわれている」と述べた。コーエン会長は自分がモスクワ大会の西側諸国のボイコットによって国を代表して参加ができなくなったことを引き合いに出し、「私のことを知っている人なら誰でも、政府の行動を理由に選手に制裁を課すことが性分に合わないことを知っているだろう」と続け、「政府、企業、他の国際機関がロシアに対してあらゆるセクションで制裁措置を課しているため状況は異なる」ことを付け加えた (WA 2022)。

WA は一年後の 2023 年 3 月、組織的ドーピング違反によってロシアに下されていた 7 年間の資格停止処分について、適切なガバナンスの履行などを求めた特別条件を満たすことを条件に解除することを決めたが、ウクライナへの軍事侵攻が続くことから競技参加への制限は継続すると発表した (WA 2023)。コーエン会長は制裁こそが平和を取り戻す唯一の平和的な手段であるとする 2022 年 3 月と同様のコメントを繰り返し述べた。

## (3) 国際フェンシング連盟

フェンシングのワールドカップであるフェンシング・エペワールドカップは 2022 年 2 月 25 日からロシア・ソチでの開催が予定されていて、対応に耳目が集まっていた。なお、この大会では、ヨーロッパ選手が相次いで棄権をしていく中、日本選手は安全上の問題を抱えながら個人戦に出場した。チームにはウクライナ人コーチも同行していて、女子エペの日本代表チームは参加辞退と大会の中止または延期を申し入れている(日刊スポーツ WEB 2022. 2. 26)。2022 年 2 月 28 日にエジプト・カイロで行われたワールドカップでは、ウクライナ代表の選手がロシアとの対戦を拒否し、国旗の色である黄色と青を身にまとい剣を下ろして、「戦争はやめて！ ウクライナを救って！」というメッセージを掲げて抗議したことが報道された (AFPBB 2022. 2. 28)。国際フェンシング連盟 (FIE) はロシア、ベラルーシの選手の大会出場を 2022 年 3 月から禁止する措置をとった。

FIE の会長はアリシェル・ウスマノフで、EU の経済制裁を受けて会長職を一時的に辞任している<sup>5)</sup>。また、ロシアオリンピック委員会のスタニスラフ・ポズドニヤコフ会長はヨーロッパフェンシング連盟 (EFC) の会

長職を解任されている。ウスマノフはフェンシング競技に資金提供を行っていて、ロシア人の影響力が強い競技と言えるだろう。なお、ロシア選手が ROC として出場した東京大会では金メダル 3 個、メダル総数 8 個を獲得しトップになっている。

その後、FIE は 2023 年 3 月 10 日に開催された臨時総会<sup>6)</sup>で、ウクライナ侵攻によって除外されていたロシア、ベラルーシ選手の国際大会出場を許可することを投票で決定した。これに反発してヨーロッパで開催される予定の大会中止が相次いだ（産経新聞 WEB 2023. 4. 1）。例えば、ポーランドフェンシング連盟は 4 月に開催予定の女子フルーレ W 杯を、フランスフェンシング連盟は 5 月に開催予定の男子エペ W 杯を、ドイツフェンシング連盟は 5 月に開催予定の女子フルーレの W 杯をそれぞれ中止するなど波紋を広げた。ウクライナフェンシング連盟はロシア、ベラルーシ選手の大会出場が認められたことを受け、両国選手の出場するあらゆる大会をボイコットすると発表した。また、この決定を行った FIE に対して、「違法で恥すべき決定」として異議を唱える意向を表明した（AFPBB 2023. 3. 22）。この時点では FIE はパリ大会の参加資格について、「IOC が今後方針を示し、決定する可能性のある事項」として両国の出場に関する最終判断は行っていなかった。ウクライナはオリンピック予選を控えて、2023 年 7 月にはボイコットの方針を撤回し、中立選手としてのロシア人選手との対戦を制限しないことを表明した。

中立選手の参加資格が認められ、ウクライナが対戦を認めたことで、ウクライナ人選手とロシア人選手の対戦が実現することになった。そのことで問題が起きたのが 2023 年 7 月 28 日にイタリア・ミラノで行われた世界選手権である。女子サーブル個人に出場したウクライナ人選手オリガ・ハルランと個人資格で出場したロシア人選手のアンナ・スマルノワが対戦し、ハルランが勝利した。しかし、試合後ハルランはロシア人選手との握手を拒否して会場を後にし、この行為に対してスマルノワが長時間の抗議を行った。互いに相手に敬意を払うために試合後に握手をすることを求めるルールへの違反が問われてハルランは失格処分となつた（NHK WEB 2023. 7. 28）<sup>7)</sup>。これに対して IOC バッハ会長はハルランに書簡を送り、パリ大会の出場権を逃した場合に特例として出場枠を割り当てる伝えた（NHK WEB 2023. 7. 29）。また、IOC は各競技の統括団体に対し、ウクライナ／ロシアが緊張状態にある中で、両国選手が関わる状況においては十分な配慮をするよう求めた（Reuters 2023. 7. 29）。周知のように、バッハ会長はモントリオール大会のフェンシング・男子フルーレ団体で金メダルを獲得した元フェンシング選手である。

この後 FIE はハルランへの処罰を見合せ、女子サーブル団体への出場を認める措置をとった。ハルランはオリンピックで金メダル 2 個を含む 6 個のメダルを獲得している強豪で、パリ大会では女子・サーブル団体で金、サーブル個人で銅メダルを獲得した。この銅メダルはウクライナ勢初のメダル獲得となつた。

最終的に、パリ大会ではロシアとベラルーシの選手団は中立選手としての参加資格を得ながらも、オリンピック予選へのエントリーを行わず、そのまま不参加が決まった（AFPBB, 2024. 4. 24）。IOC が掲げた出場条件にある、軍や治安機関に雇用されていないこと、軍事侵攻を公に支持しないといった条件に合致しない選手が出ることで分断を防ぐ意図があったとみられる。

#### (4) 他の IFs

一方で、早くからロシア、ベラルーシ選手の中立参加を認める競技団体も存在した。国際柔道連盟（IJF）、世界水泳連盟（WA）、国際テニス連盟（ITF）などである。IJF は両国の選手を中立選手として IJF 旗のもと

で参加させる決定を行った。しかしながら、2022年9月21日には、競技に携わる全ての選手の安全を確保するためという名目で、2023年1月まで両国選手の国際柔道大会への参加を禁止する方向へと舵を切った(IJF 2022)。2023年5月に、IJFは両国選手がカタール・ドーハで行われる世界柔道選手権に個人中立選手(AIN)として参加することを承認する決定を行った(ただし、侵攻に対する指示や見解を示していないことが条件)。ウクライナ柔道連盟はこの決定を受け、世界選手権をボイコットすると発表した(Reuters 2023.5.2)。その後IJFは、第三者によるロシア選手の資格検査を行い、代表団の8名(選手ではない)を除外する措置をとっている(AFPBB 2023.5.3)。AINとして出場した19人のうち、金1、銀1のメダル獲得者が出ていている。なお、パリ大会は参加資格を得た競技者が少なく、「屈辱的」としてロシアは参加を拒否した。

ITFでは2022年3月の段階でロシアとベラルーシテニス連盟の資格を即時停止する措置をとったが、個人の資格での出場は認めていた。両連盟の資格停止に伴い、団体戦の出場資格は停止された。テニスの4大大会でもウィンブルドンを除いてロシア選手の中立資格での出場が認められた。ロシア勢では2022年1月に開催された全豪オープンでダニール・メドベージエフが準優勝するなど、近年活躍が目立っている。5月に行われた全仏オープンではアンドレイ・ルブレフがベスト8まで勝ち上がり、8月の全米オープンではカレン・カチャノフが準決勝に進んだ。

一方で、ウィンブルドンではオールイングランド・ローンテニスクラブが両国選手の出場を禁止したため出場は許されなかった。その理由は、イギリス及び世界における選手権の知名度の高さを踏まえ、ロシアの世界的な影響力を制限するためのあらゆる組織の取り組みにおいて役割を果たすことが責任であると説明された(AELTC 2022)。これを受け男子プロテニス協会と女子テニス協会は抗議の声明を発表した。不公平な決定で悪しき前例となること、国籍による差別がランキングに基づく大会との合意に抵触することなどを理由としてあげた(山口 2022)。ウィンブルドンでは2023年大会から中立選手としての出場が解禁されたが、主催者は4大大会の他の大会との調整が益々必要になっている状況下ではやむを得ない措置と説明した(AELTC 2023)。

2023年のウィンブルドンでは、女子シングルスでウクライナのエリナ・スヴィトリアナとベラルーシのヴィクトリア・アザレンカが対戦し、試合後にアザレンカに対してブーイングが行われた(BBC News 2023.7.10)。スヴィトリアナはロシア、ベラルーシの選手との試合後の握手を拒んできたが、この試合でも勝利後に握手を拒否した。その前の全仏オープンでは、別のベラルーシ選手との対戦で敗れたスヴィトリアナは握手を拒否して逆に観客からブーイングを浴びている。スヴィトリアナは試合後、ウクライナ選手とロシア、ベラルーシの選手の間では握手はないとテニス団体が声明を出すべきと述べている。

## (5) ウクライナの対応

この後見るように、IOCの方針転換により、2023年に入ると様々な国際競技団体がロシア、ベラルーシの選手を中立選手として競技参加させるようになってきた。これに対して、ウクライナは抗議の声を上げつつ、中立選手の参加する大会と試合のボイコットを行う方針に転換していった。2024年6月に行われたヨーロッパフェンシング個人選手権では、開催国のポーランドがロシア、ベラルーシの選手に対するビザの発行を拒否したため、大会は開催地をブルガリアに変更して行われた。これに対してウクライナは中立選手が参加しない競技にのみ出場を許可する措置をとった。これは、ロシアやベラルーシに対する抗議を意味するボイコ

ットによって、逆にウクライナ選手が制裁を受けたのと同様の状況に追い込まれていることが生じてきたからである。例えば、カタール・ドーハで行われた柔道世界選手権や、アゼルバイジャンで行われたテコンドー世界選手権では中立選手の参加が認められたため、ウクライナスポーツ省の指示によりウクライナ選手は参加が認められなかった（IOC 2023b）。この点について、ウクライナテニス連盟は、2023 年 3 月の広報部による声明として、ウクライナオリンピック委員会がロシアやベラルーシの選手が出場する全ての国際大会にボイコットを決定した場合、ウクライナテニスの破壊につながること、両国の選手はほとんど全ての大会に出場していて、ボイコットを決断した場合、ロシア人に対する制裁ではなく、ウクライナ人に対する制裁になることをあげて選手の出場を認める方針を掲げた。

### 3. 国連からの働きかけによる IOC の変化

2022 年 9 月 14 日、IOC は国連人権理事会の特別報告者 2 名 (Alexandra Xanthaki と E. Tendayi Achiume) から書簡を受け取った。これは IOC が 2022 年 2 月 25 日と 28 日に両国選手を競技から除外するようにした勧告に対するもので、国籍のみを理由にした全面的参加禁止は差別であり、人権の重大な侵害となるとする深刻な懸念の表明である (Xanthaki and Achiume 2022)。書簡では、「経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約」第 15 条、および「世界人権宣言」第 2 条第 1 項に定められる国際人権法に従い、すべての人が文化生活に参加する権利を持つとされる文化権が侵害されていることに懸念が表明された。なお、ロシアからの開催地変更や中止、国旗を掲揚しないことなどの措置は正当と見なせると指摘されている。

また、ロシアやベラルーシの選手に科された制裁がいかなる形態の差別もなくスポーツを行う権利にどのような影響を与えるのかについて評価を実施したか、制裁を科す前にオリンピック憲章の原則が考慮されたか、他国が領土侵犯を行った際に過去に出場禁止処分を科したことがあるか、ロシアやベラルーシの選手が異議申し立てをする際の法的救済措置と手続きになどについて追加で説明するよう特別報告者は求めた。

これに対し IOC は上記に対する細かな回答を避けつつ、2022 年 11 月 11 日に経緯を説明する返答を送った (IOC 2022c)。それによると、スポーツの結束力と IOC と IPC の平和への使命は人権理事会決議 43/18 を含む多くの国連決議でも認められていること、IOC はオリンピックの主催者、所有者として高度に政治的な世界に活動しながら、政治的に中立でなければならないこと、そのためには世界各国政府の支援を必要としていることが前提として書き込まれた。そして第 1 に、国連でオリンピック休戦決議が採択されていたにもかかわらずロシア軍がウクライナ侵攻を行ったことは、オリンピック休戦の明確な違反であり、オリンピズムの基本原則に反する行為であること。第 2 に、選手の安全と安心を脅かし、国際スポーツ競技大会の公正性を危うくすることから、2 月の制裁へとつながったことが説明された。

IOC はこの措置は保護措置であり、平和的な競技の団結を行わせるという IOC のミッションを守るために、両国選手の不参加（それが不可能な場合は中立選手としての参加）以外に解決策がないと判断したことを説明し、それを克服する方法を模索する意向を表明した。一方で、IOC が選手に対して保護措置や制裁を科すことができるのはオリンピック競技会に限るとし、その他の競技大会は IFs の専管事項であると付け加えられた。また、文末では 2018 年平昌冬季大会において、韓国と北朝鮮の統一チームが女子アイスホッケー競技で結成されたことに触れ、オリンピックを通じて平和のメッセージが発信されたことが強調された。

この後 IOC 理事会は、国連特別報告者との協議を経て、2023 年 1 月 25 日にオリンピック憲章に従い、す

べての選手がいかなる差別もなく扱われる権利を尊重する必要があると言及する声明（中立選手として参加することを許可することの検討）を発表した。これを受け、2月1日に、国連専門家はこの措置に対して賞賛を与え、今後もIOCと連絡を取り合うと記した（UN 2023a）。

IOCは2023年3月28日に、両国のパスポートを所持する中立の個人選手とサポート要員の参加に関する推奨条件を提示した（IOC 2023a）<sup>8)</sup>。参加条件の要点は以下の通りである（IOC 2023a）。

- ・個人の中立選手とサポート要員は国際スポーツ大会に個人として、中立的な立場でのみ参加可能（両国の軍、国家安全保障機関と契約している者は除く）。
- ・両国を代表して、あるいは自国のNOC、NFを代表しては参加できない。
- ・両国のパスポートを所有する選手のチームは対象外（団体競技、団体種目の定義はIF規則による）。
- ・ウクライナにおける戦争を積極的に支援することでオリンピック・ムーブメントの平和原則に背く行動を行っていない者（SNSを含む公的な場での発言、戦争支持のデモやイベントへの参加、戦争を支持するシンボルの掲示などの状況を考慮する）。
- ・参加名称は「個人の中立選手」（AIN）とし、エンブレム／ロゴの使用禁止、両国の旗の掲出禁止、中立旗を使用する。

これに対しロシア、ウクライナ両陣営から批判があがったが、バッハ会長はアメリカで開催された女子テニスの「ATX オープン」決勝でウクライナのマルタ・コスチュクがロシアのバルバラ・グラチェワと対戦したことを例に挙げ、ロシア人はすでにいくつかのスポーツで問題なく戦っていると指摘した（Reuters 2023.3.30）<sup>9)</sup>。バッハ会長は2023年2月に、ロシア、ベラルーシが参加するのであればパリ大会へのボイコットも辞さないとするウクライナに対して、ボイコットの脅しをやめるように求めていた（Reuters 2023.2.9）。ウクライナNOCのヴァディム・フトツァイト会長宛ての書簡では、両国の選手の参加を認めれば侵略行為を助長するというウクライナ側の主張は名誉毀損であり、両国選手を参加させることはオリンピック・ムーブメントにおける差別を禁じる国連決議に基づくものであること、ウクライナのボイコットはオリンピック憲章に違反することなどが書かれていたことが明らかにされている。IOCはこの時点で、国連の人権勧告を後ろ盾にして、ロシア、ウクライナ双方から距離を取る態度を鮮明にしたと言える。

国連は、2023年5月3日、「Q&A ロシアとベラルーシの選手の国際スポーツ大会への参加について」を公開した（Xanthaki 2023）。そこにはIOCに対する国連特別報告者の関与の経緯が記されるとともに、なぜIOCが人権を遵守する必要があるのか、文化権がスポーツとどのような関係を有しているのか、IOCのロシア、ベラルーシに対する除外勧告はなぜ差別的で、人権違反になるのかといったことがまとめられるとともに、最後にIOCのウクライナ選手への積極的かつ効果的な支援と支援の継続を求める勧告を高く評価した。

このようなIOCと国連の関与にもかかわらず、ロシアがウクライナ国内オリンピック委員会（NOC）の管轄下にある地域スポーツ組織（ドネツク、ヘルソンなど）をメンバーに含める決定をしたため、IOCは2023年10月5日にロシアオリンピック委員会（ROC）がウクライナNOCの領土保全を侵害するオリンピック憲章違反<sup>10)</sup>を犯したとして、同年10月12日にROCの活動資格停止を決定した。加えて、IOCはウクライナ・チーム結成のための連帯基金を750万ドルに増額することを発表した。この措置に対して、ロシアのプーチン大

統領は「民族差別」と批判するとともに、ROCは「絶対に受け入れられない」と発言し、スポーツ仲裁裁判所(CAS)へと提訴を行った。なお、この提訴は2024年2月23日に棄却されている(IOC 2023b)。

#### 4. パリ大会に向けたオリンピック休戦決議

国連ではパリ大会に向けたオリンピック休戦決議が提案され、2023年11月21日に採択された。すでに見えたとおり、北京大会ではほとんどの国連加盟国が共同提案国となり、全会一致で採択されていた。ところが、今回の決議では、ロシアが総意としての採択ではなく、記録投票を要求した上で、ロシア選手の参加を禁止するというIOCの決定について、国籍に基づく隔離は人権侵害であることなどを表明した(UN 2023b)。

IOCのバッハ会長は、ロシアがウクライナの領土保全を侵害したオリンピック憲章違反という文脈においてロシアが資格停止処分にされたと説明し、オリンピック憲章の規則を遵守するすべての資格を有する選手は国際大会に参加する機会を与えられなければならないと説明した。投票の結果、休戦決議は投票に参加した120カ国のうち賛成118票、棄権2票(ロシア、シリア)、反対0票で可決され、73カ国が無投票となつた。棄権したシリアは、ロシアが提案する政治利用を伴わない全ての選手の参加を認めるという文言に沿うものであり、決議案はそれを満たしていないとする立場をとった。シリア代表はパレスチナのガザ地区に対するイスラエルの戦争犯罪と人道に対する罪に対して非難を加えている。なお、ベラルーシは自国選手が差別されていることを容認できないとしつつも、賛成票を投じている。

パリ大会への参加資格をめぐって、IOCは2023年12月8日の理事会でAINとしてロシア、ベラルーシの参加を認める決定を行った。これは2023年3月にIOCがIFsに認めた条件の踏襲である。これに先だって12月5日に行われたオリンピックサミットでは、競技団体がIOCに対して両国の参加を認めるよう要請し、206の国と地域のオリンピック委員会が加盟するオリンピック委員会連合なども支持を表明していた(NHK WEB 2023.12.9)。ロシアのオレグ・マティツィンスポーツ相は「差別的で受け入れられない」と反発し、ウクライナのドミトロ・クレバ外相は「オリンピックの原則を損なうこの恥すべき決定を強く非難するよう、全てのパートナーに強く求める」とSNSに投稿した(Reuters 2023.12.9)。

この決定に対して、後に第10代IOC会長の座をかけて争うWAのセバスチャン・コーエンと国際体操連盟(FIG)の渡辺守成会長の立場は異なった。コーエンはパリではロシアとベラルーシの選手、サポート人員などが出場するだろうが、陸上競技には出場しないとして、これまでの出場禁止の継続を断言した(BBC News 2023.11.8)。一方で渡辺会長は、「スポーツは政治から分離したものであり、国家の行為によって選手が罰せられるべきでないというのが原則だ。楽観的と批判されるかもしれないが、両国の選手もウクライナの選手もいざれも大会をボイコットすることなく競い、勝ち負けにかかわらず握手をしてほしい。それこそが平和への強いメッセージになる」と述べて、参加に賛成の主張を行った(NHK WEB 2023.12.9)。これら会長候補の発言がこの後に行われた会長選挙の選考に少なからず影響を与えたと考えることもできるだろう<sup>11)</sup>。

#### 5. パリ大会の開催

IOCはパリ大会の出場資格を審査するため、2024年3月に「個人中立選手資格審査委員会」(AINERP)を設置し、審査を行った。その結果、資格を得て出場を受け入れた選手はロシア15人、ベラルーシ17人となつた(表2)。参加選手は個別の招待を承諾し、「オリンピック・ムーブメントの平和使命」を含むオリンピック

憲章の尊重を誓約する参加条件書への署名が必要となる。東京大会ではロシア選手は ROC として 334 人が出場（金メダル 20 個、総メダル数 71 個を獲得）し、ベラルーシは 103 人が出場（金メダル 1 個、総メダル数 7 個を獲得）していることから、ほとんどの選手が参加できなかつたと言えるだろう<sup>12)</sup>。開会式では両国選手の入場行進は認められず、メダル獲得はテニス女子ダブルスでロシアのミラ・アンドレエワ／ディアナ・シナイジェル組が銀メダルを獲得するにとどまった。また、獲得したメダル数は国・地域別ランキングには反映されない。

ロシアは IOC に抗議して、ロサンゼルス大会ボイコット時に行われた World Friendship Games（ソ連と 8 カ国が参加）を 9 月に開催する計画だったが、2025 年に延期されることとなった（Reuters 2024.7.3）<sup>13)</sup>。この大会は WADA の規程下で開催されない大会となるため、IOC はオリンピック憲章への違反と非難をしていた（BBC News 2024.7.31）。一方のウクライナは、パリ大会に派遣される選手に対し、ロシアやベラルーシの選手との握手や写真撮影を含めた交流、接触の禁止を勧告したと報じられている（産経新聞 WEB 2024.7.24）。

表2 パリ大会へのロシア、ベラルーシ選手の競技別出場者数

	ロシア				ベラルーシ			
	枠	参加	辞退	途中辞退	枠	参加	辞退	途中辞退
自転車競技、ロードレース	3	3	1		1	1		
体操、トランポリン	1	1			2	2		
テコンドー	4				1	1		
ウェイトリフティング	0				4	2		
レスリング	16		1	9	10	2	5	
ローイング	0				2	2		
射撃	0				3	2		
テニス	8	7	6		2		1	1
近代五種	0				2			
カヌー	3	3			2	2		
柔道	12		3	1	0			
競泳	1	1			3	3		
合計	48	15	11	10	32	17	6	1

出典：IOC(2024a)より筆者作成。

## 6. イスラエルのガザ地区侵攻

### (1) 侵攻の経緯

ウクライナ侵攻をめぐるロシア、ベラルーシ選手の参加問題に加え、IOC の判断に注目が集まつたのがイスラエルの参加問題である。2023 年 10 月 7 日、パレスチナのイスラム組織ハマスが行ったイスラエルへの攻撃が引き金となり、イスラエルによるガザ地区に対する報復の大規模軍事作戦が開始された。イスラエル軍はガザ地区を完全封鎖し、退避勧告をしながら空爆と軍隊投入を繰り返し行つていて、2025 年現在も継続している。ガザ地区の保健当局によると、2025 年 4 月の段階で死者は 5 万 912 人にのぼり、いったん停戦措

置がとられたものの、攻撃再開後に約 40 万人が避難を余儀なくされている（NHK WEB 2025. 4. 12）。

国際人権団体のアムネスティ・インターナショナルは、2023 年 12 月 5 日にイスラエルがガザ地区に対して行った戦闘において、パレスチナ人に対するジェノサイドが行われたとする報告書を公表した（Reuters 2024. 12. 6）。それによると、1948 年に締結された「ジェノサイド条約」で禁止されている 5 つの行為のうち、少なくとも 3 つが行われていると結論づけた。なお、この「ジェノサイド条約」第 2 条では、ジェノサイドとは、「国民的、人種的、民族的または宗教的集団の全部または一部を破壊する意図をもって行われた」行為と定義されている。

国連では、2023 年 12 月 11 日に緊急特別総会を開き、「ガザにおける現在の人道危機に関する 2 つの決議」を採択し、ガザ地区全体であらゆる形態の人道支援を行うこと、ガザ地区での即時、無条件かつ恒久的な停戦を求めた（UN 2024）。

2023 年 12 月 29 日には南アフリカが、「ガザ地区のパレスチナ人が回復不能な損害を被る現実的なリスクがある」としてイスラエルを国際司法裁判所（ICJ）に提訴した。これを受け ICJ はパレスチナ・ガザ地区でのジェノサイドを防ぐためにあらゆる対策を講じるように暫定的に命じるとともに（BBC 2024. 1. 27）<sup>14)</sup>、3 度の暫定措置命令を出している（朝日新聞 WEB 2024. 6. 4）<sup>15)</sup>。南アフリカは 2024 年 5 月 31 日に再び ICJ に提訴を行っていて、ICJ はイスラエルにガザ南部ラファでの軍事作戦の即時停止命令を出したが攻撃は止まらなかった。南アフリカの提訴とは別に、パリ大会開幕直前の 2024 年 7 月 20 日に、ICJ はイスラエルによるパレスチナ占領政策は国際法に違反していて、ヨルダン川西岸と東エルサレムで続くユダヤ人の入植を停止する義務があるという勧告的意見を出した（BBC News 2024. 7. 20）。ICJ の勧告的意見には法的拘束力はないものの、この勧告に向けては、国連総会が 2023 年 12 月 30 日に占領の法的性格などについて見解を示すように求めていた。

2024 年 11 月 21 日には、国際刑事裁判所（ICC）が戦争犯罪や人道に対する犯罪の疑いでイスラエルのベンヤミン・ネタニヤフ首相、ヨアヴ・ガラント前国防相、イスラム組織ハマス軍事部門カッサム旅団のモハメド・デイフ司令官に逮捕状を出した（BBC News 2024. 11. 22）。ICC には 124 カ国が加盟しているが、アメリカやロシア、イスラエルは加盟しておらず、逮捕が実行される可能性は低いものの、国際的な機関の判断はイスラエルの行動になんらかの影響を与える可能性がある。

## （2）パリ大会とイスラエルの参加問題<sup>16)</sup>

パリ大会の開幕を直前に控えて、パレスチナオリンピック委員会（POC）のジブリール・ラジューブ会長はガザ地区での紛争を理由にイスラエルの選手を大会から除外するよう IOC に書簡を送ったが、バッハ IOC 会長に却下されたことを明らかにした（AFPBB 2024. 7. 26）。さらに、ラジューブ会長はイスラエルによるガザ地区への攻撃は「ジェノサイド（集団殺害、民族浄化の犯罪）」であるとし、イスラエル選手団の参加を認めたのは IOC によるダブル・スタンダードだと批判した。その根拠としたのが、イスラエルの侵攻以降、パレスチナの約 300 人の選手と関係者が殺害されたこと、スポーツ施設が破壊され、一部のスタジアムが逮捕と調査、そして人びとに辱めを与える場として利用されていることなどをあげた（DW 2024. 6. 24）。一方のイスラエルオリンピック委員会のヤエル・アラド会長は、自国選手 88 人が参加することになったことを「勝利」と表現し、「われわれの最初の勝利は、ここにいて出発すること」であるとコメントしている（AFPB

2024. 7. 23)。

IOC のバッハ会長は政治に巻き込まれるつもりはないと言ふ、「IOC の立場は明確だ。政治の世界とは異なり、われわれの下では二つの各國五輪委員会が平和的に共存してきた」とコメントした (AFPBB 2024. 7. 24)。バッハ会長の発言は、POC は国連加盟国ではないが、オリンピックに加盟できており、国内オリンピック委員会の権利は侵害されていないことを強調するものだった。この立場は 3 月の時点で IOC のパリ大会調整委員会のベッカーズ=ヴィウジャン委員長によって表明されていた。委員長はロシアとイスラエルとの対応の違いについて、「異なる状況」だと述べ、ロシアがオリンピック憲章の重要な部分を損なったのに対して、パレスチナとイスラエルのオリンピック委員会は平和に共存していると述べた (Firstpost. 2024. 3. 9)。しかしながら、POC 会長の発言にもあるように、両 NOC は全く平和に共存などしていないことは明らかである。

パリ大会ではイスラエルの参加に関連していくつかの出来事が起こっている。開幕後すぐ、イスラエル選手団に殺害予告メールが送られたり、イスラエル選手の個人情報が SNS に公開されたりする事案が発生した。パリ中心部ではパレスチナとイスラエル双方を支持するデモ隊がにらみ合う事態も発生している (朝日新聞 WEB 2024. 7. 30)。サッカー競技では約一千人の警備員が配備される中、イスラエル対パラグアイ戦で「ジェノサイドオリンピック」と書かれた横断幕が掲げられ、非難するチャント、反ユダヤ的なジェスチャーが行われた (AFPBB 2024. 7. 29)。

イスラエルを国家承認していないアルジェリアの柔道選手メサウド・ドリスは、イスラエル選手との対戦を回避する意図があったと見られる計量失敗で失格となっている。また、フランス男子陸上 400 メートル代表選手のムハマドアブダラ・コンタは、フランス人、ユダヤ人などに対する批判を X に投稿しフランス陸連より資格停止処分を受けた (AFPBB 2024. 8. 15)。

なお、この問題に関して、先のロシア、ベラルーシの参加問題で IOC に声明を発表した国連特別報告者の Alexandra Xanthaki は、2023 年 11 月 23 日に他の専門家と共に声明を発している。それによると、ヨーロッパで SNS に自身の意見を公表した後に資格停止処分を受けた選手がいるとし<sup>17)</sup>、スポーツはあらゆる人びとがもつ権利であり、出身地や意見の多様性を尊重しながら、架け橋となり、あらゆる人びとが出会い、交流を可能にするものであると続けた。そして、紛争や戦争の最中は特に、人権の普遍性を堅持し、法の支配を差別なく適用し、ダブル・スタンダードを慎重に回避する必要があると述べた (UN 2023c)。

## 7. パリ大会をめぐる Power-Games が示すもの

パリ大会の開会式でバッハ会長は以下のように挨拶を行った。

世界が戦争、紛争によって分断される中、我々はこの連帯のおかげで、今夜ここに集うことができました。ここには 206 の国と地域、並びに難民選手団が一堂に会しています。世界のベストのアスリートの皆さん、オリンピアンの皆さん、ようこそ<sup>18)</sup>。 (IOC 2024b)

そして閉会式の挨拶でバッハ会長は以下のように述べた。

その間、皆さんは平和に一緒に、選手村で一つ屋根の下で過ごされました。互いを認め合い、尊重し合

いました。例え国同士が戦争や紛争で分断されていようともです。皆さんは平和の文化を創ったのです。そのことに私たち、そして世界中の何十億もの人びとは心を動かされました。夢を与えてくれてありがとうございます。全ての人々にとり、より良い世界があると信じさせてくれてありがとうございます。オリンピック大会は平和を生み出すことはできないことはわかっています。しかしオリンピック大会は平和の文化を生み出し、世界を突き動かすことはできます。だからこそ私はオリンピックの精神を共有する全ての人びとに呼びかけたいと思います。平和の文化を日々体現していきましょう。(IOC 2024c)

閉会式のスピーチからは、IOC の無力さに対する諦念が読み取れる。それは「平和の祭典」オリンピックの期間中に、ロシアによるウクライナへの侵攻も、イスラエルによるガザへの侵攻も止めることができなかったことに対するコメントである。平和を生み出しえないものの自覚から、平和文化の創造を目指すことをオリンピックの役割に位置づけようとする表明は一見ポジティブに聞こえるが、ここにはオリンピック休戦実現に向けた主催者としての責任は読み取れない。国連における休戦決議は、オリンピック開催都市であったサラエボが 1992 年に内戦に巻き込まれたことをきっかけとして、当時のアントニオ・サマランチ IOC 会長の時代、1993 年から始まった慣行である。サマランチ会長はオリンピック開催中にサラエボまで出向き、一時的に休戦を実現させた実績を持つ。坂上康博が Vincent Pandey の研究を参照して言及するように、ロシアのウクライナ侵攻以前にも世界では武力紛争が頻発していて、これまで休戦決議違反を放置してきたのは他ならぬ IOC であった (坂上 2024; Pandey 2023)。

北京冬季大会後のロシアによるウクライナ侵攻に対するロシア、ベラルーシの参加問題について、当初 IOC の決断は早かった。3 度目となるオリンピック休戦決議違反を犯したロシアに対して、厳格な対応をとったことが各国の NOC、IFs に評価された。一方で、イスラエルのガザ侵攻に対しては、全く異なる対応だったと言わざるを得ない。ロシアの参加除外に対して、国連人権理事会の特別報告者からの懸念表明がなされたことで、IOC が慎重に対処したということを差し引いても、イスラエルに対する措置は及び腰である。パリ大会会期中にもガザ地区にある学校に対する攻撃や、レバノン・ベイルートでヒズボラの司令官を狙った攻撃が実行されるなど、イスラエルは平和休戦を事実上無視した行いを続けてきた。

2008 年の北京大会時には、グルジアとロシアのアスリートが表彰台で無言のアピールをする場面が見られ、平和構築に向けたポジティブなメッセージが出されていた (石坂 2018)。しかしながら今大会では、ウクライナオリンピック委員会がロシアやベラルーシの選手との握手や写真撮影を含めた交流、接触を禁止していたため、ウクライナ／ロシア、パレスチナ／イスラエルの選手間、あるいは他国選手間の平和的メッセージの発出は管轄の限り見られなかった。中立選手の参加がこの大会にどのような影響を及ぼしたのかについても明らかではない。

ここまでパリ大会で見られたロシア、イスラエルの参加問題を平和理念との関係性から記述してきた。本稿ではオリンピックで展開された Power-Games の様相に関心があり、どのような Games が展開されてきたのかという過程そのものに注目したため、オリンピックの平和理念と休戦決議が IOC や関係する NOC、IFs にどのような影響を与え、または法的な根拠を持ちうるのかといった議論や、IOC の中立性をめぐる議論を展開できていない。今後、他の大会における Power-Games の様相と比較しながら、オリンピックが形成する「政治」の場について、IOC を含めたアクターがどのようにせめぎ合っているのかを考察することが必要になる

だろう。現時点では社会情勢に変化は見られず、私たちはすぐに2026年の冬季大会を迎えることになる。

## 引用・参考文献

- AELTC, 2022, "Statement Regarding Russian and Belarusian Individuals at The Championships 2022," AELTC, April 20, 2022, (Retrieved May 11, 2025, [https://www.wimbledon.com/en\\_GB/news/articles/2022-04-20/statement REGARDING\\_russian\\_and\\_belorussian\\_individuals\\_at\\_the\\_championships\\_2022.html](https://www.wimbledon.com/en_GB/news/articles/2022-04-20/statement REGARDING_russian_and_belorussian_individuals_at_the_championships_2022.html)).
- AELTC, 2023, "Statement Regarding Player Entries for The Championships 2023," AELTC, March 31, 2023, (Retrieved May 11, 2025, [https://www.wimbledon.com/en\\_GB/news/articles/2023-03-31/statement REGARDING\\_player\\_entries\\_for\\_the\\_championships\\_2023.html](https://www.wimbledon.com/en_GB/news/articles/2023-03-31/statement REGARDING_player_entries_for_the_championships_2023.html)).
- Boykoff, Jules and Dave Zirin, 2023, "Should Israel's Flag Be Raised at the Paris Olympics?: How the IOC is penalizing Russia provides insight into how it could treat Israel at the 2024 Games.," The Nation., November 21, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.thenation.com/article/world/israel-russia-paris-olympics/>).
- Clastres, Patrick, 2025, 「国際オリンピック委員会の歴史を描く」『一橋大学スポーツ研究』42: 15-24.  
(黒須朱莉訳, 2025, "Making the History of the International Olympic Committee," 第3回一橋スポーツ科学研究会報告.)
- D'Agati Philip A., 2013, *The Cold War and the 1984 Olympic Games: A Soviet-American Surrogate War*, Palgrave Macmillan.
- 廣瀬陽子, 2009, 「『新冷戦』議論と米ロ関係改善の展望——グルジア戦争にみる両国対立と国内要因」『国際問題』579: 26-40.
- IJF, 2022, "IJF Decision Regarding Participation of Russian and Belorussian Athletes," IJF, September 21, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.ijf.org/news/show/ijf-decision-regarding-participation-of-russian-and-belorussian-athletes>).
- 池井優, 1992, 『オリンピックの政治学』丸善.
- IOC, 2022a, "IOC strongly condemns the breach of the Olympic Truce," IOC, February 24, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/news/ioc-strongly-condemns-the-breach-of-the-olympic-truce>).
- IOC, 2022b, "Continuation of the 139th IOC Session Lausanne, 20 May 2022," IOC, May 20, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://stillmed.olympics.com/media/Documents/International-Olympic-Committee/Sessions/139th-Session/IOC-Session-May-2022-speech.pdf>).
- IOC, 2022c, "Joint Communication from Special Procedures," IOC, November 11, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownLoadFile?gId=37249>).
- IOC, 2023a, "Recommended Conditions of Participation for Individual Neutral Athletes and Support Personnel with a Russian or Belarusian Passport in International Sports Competitions Organized by the International Federations and International Sports Event Organisers," IOC,

March 28, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://stillmed.olympics.com/media/Documents/News/2023/03/Participation-for-Individual-Neutral-Athletes-Personnel-with-a-Russian-or-Belarusian-Passport.pdf>).

IOC, 2023b, “What is the situation of Ukrainian athletes in competitions in which individual, neutral athletes with a Russian or Belarusian passport take part?,” IOC, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/media/q-a-on-solidarity-with-ukraine-sanctions-against-russia-and-belarus-and-the-status-of-athletes-from-these-countries>).

IOC, 2023c, “Q&A regarding the participation of athletes with a Russian or Belarusian passport in international competitions,” IOC, October 25, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/media/q-a-on-solidarity-with-ukraine-sanctions-against-russia-and-belarus-and-the-status-of-athletes-from-these-countries>).

IOC, 2024a, “Individual Neutral Athletes at the Olympic Games Paris 2024,” IOC, July 20, 2024, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/paris-2024-individual-neutral-athletes>).

IOC, 2024b, “IOC President’s speech - Olympic Games Paris 2024 Opening Ceremony,” IOC, July 27, 2024, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/news/ioc-president-s-speech-olympic-games-paris-2024-opening-ceremony>).

IOC, 2024c, “IOC President’s speech - Paris 2024 Closing Ceremony,” IOC, August 12, 2024, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/ioc/news/ioc-president-s-speech-paris-2024-closing-ceremony>).

IPC, 2022, “IPC calls for peace ahead of Beijing 2022 Paralympic Winter Games,” IPC, February 24, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.paralympic.org/news/ipc-calls-peace-ahead-beijing-2022-paralympic-winter-games>).

石坂友司, 2018, 『現代オリンピックの発展と危機 1940-2020——二度目の東京が目指すもの』 人文書院.  
河本和子編, 2022, 『ロシアのウクライナ侵攻』 NIRA 総合研究開発機構, (Retrieved May 11, 2025, <https://nira.or.jp/paper/report032205.pdf>).

清川正二, 1987, 『スポーツと政治——オリンピックとボイコット問題の視点』 ベースボール・マガジン社.  
黒須朱莉, 2022, 「東京 2020 大会におけるオリンピック休戦」 日本オリンピック・アカデミー編『2020+1——東京大会を考える』 メディアパル, 145-161.

舛本直文, 2019, 『オリンピックは平和の祭典』 大修館書店.

松里公孝, 2022, 「ウクライナ危機の起源——歴史, 安全保障, 地域の特性」 河本和子編『ロシアのウクライナ侵攻』 NIRA 総合研究開発機構, (Retrieved May 11, 2025, <https://nira.or.jp/paper/report032205.pdf>).

昇亜美子, 2023, 「ロシアのウクライナ侵攻のパラリンピック・オリンピックへの影響——スポーツの中立性」 『パラリンピック研究会紀要』 20: 1-37.

昇亜美子, 2024, 「パレスチナ問題とオリンピック・パラリンピックムーブメントにおける政治性」 『パラリ

ンピック研究会紀要』21: 37-52.

Pandey, Vincent, 2023, "The Olympic Truce: Symbolic Gesture or Effective Tool in Preventing and Ending International Conflicts? Preventing and Ending International Conflicts?" Undergraduate Theses, Capstones, and Recitals, 34. (Retrieved May 11, 2025, [https://digitalcommons.du.edu/undergraduate\\_theses/34](https://digitalcommons.du.edu/undergraduate_theses/34)).

佐伯年詩雄, 2006, 『現代スポーツを読む——スポーツ考現学の試み』世界思想社.

坂上康博, 2024, 「戦争と同時並行で開催された平和の祭典——パリ五輪が問いかけるもの」石坂友司編『現代スポーツ評論』51: 124-133.

関根和宏, 2022, 「ウクライナ国境にロシア軍10万人、プーチン氏は本気だ クリミア併合の取材記者が解説」『The Asahi Shinbun GLOBE+』, (Retrieved May 11, 2025, <https://globe.asahi.com/article/14531581>).

鈴村裕輔, 2022, 「冬季オリンピック北京大会を通して考えるオリンピックと政治の問題」石坂友司編『現代スポーツ評論』46: 129-137.

玉田大, 2024, 「パレスチナ紛争と国際司法裁判所——対イスラエル訴訟の意義」『国際問題』722: 28-38.

UEFA, 2023, "Warsaw to host 2024 UEFA Super Cup," UEFA.com, September 26, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.uefa.com/news-media/news/0285-191247fad23e-824e6cf31d48-1000>).

UN, 2023a, "UN experts commend IOC for considering admission of Russian and Belarusian athletes as neutral contestants," February 1, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2023/02/un-experts-condemn-ioc-considering-admission-russian-and-belarusian-athletes>).

UN, 2023b, "Traditional Resolution on Sport for Peace Put to Vote in General Assembly by Russian Federation for 'Politicizing' Olympic Games Next Summer," November 21, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://press.un.org/en/2023/ga12565.doc.htm>).

UN, 2023c, "Speaking out on Gaza / Israel must be allowed: UN experts," November 23, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.ohchr.org/en/press-releases/2023/11/speaking-out-gaza-israel-must-be-allowed-un-experts>).

UN, 2024, "UN General Assembly demands Gaza ceasefire and hostage release, affirms 'full support' for UNRWA," December 12, 2024, (Retrieved May 11, 2025, <https://news.un.org/en/story/2024/12/1158116>).

World Athletics, 2022, "World Athletics Council sanctions Russia and Belarus," WA, March 2, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://worldathletics.org/news/press-releases/world-athletics-council-sanctions-russia-and-belarus>).

World Athletics, 2023, "World Athletics Council decides on Russia, Belarus and female eligibility," WA, March 24, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://worldathletics.org/news/press-releases/council-meeting-march-2023-russia-belarus-female-eligibility>).

Xanthaki, Alexandra and E. Tendayi Achiume, 2022, "Mandates of the Special Rapporteur in the

field of cultural rights and the Special Rapporteur on contemporary forms of racism, racial discrimination, xenophobia and related intolerance Ref. : AL OTH 90/2022,” September 14, 2022, (Retrieved May 11, 2025, <https://spcommreports.ohchr.org/TMResultsBase/DownLoadPublic-CommunicationFile?gId=27552>).

Xanthaki, Alexandra, 2023, “Q & A on the participation of Russian and Belarusian athletes in international sports competitions,” May 3, 2023, (Retrieved May 11, 2025, <https://www.olympics.com/athlete365/app/uploads/2023/05/SR-CulturalRights-QA-4May2023-en.pdf>).

山口奈緒美, 2022, 「『悪しき前例になる』 ウィンブルドンのロシア選手出場禁止にテニス界が猛抗議する理由…30年前, 世界が危惧した“幻の優勝パーティー”とは」『Number Web』, (Retrieved May 11, 2025, <https://number.bunshun.jp/articles/-/853029>).

WEB ニュース (Retrieved May 11, 2025.)

AFPBB, 2013.8.10, <https://www.afpbb.com/articles/-/2961031>.

AFPBB, 2022.2.28, <https://www.afpbb.com/articles/-/3392226>.

AFPBB, 2023.3.22, <https://www.afpbb.com/articles/-/3456600>.

AFPBB, 2023.5.3, <https://www.afpbb.com/articles/-/3462554>.

AFPBB, 2024.4.24, <https://www.afpbb.com/articles/-/3516338>.

AFPBB, 2024.7.23, <https://www.afpbb.com/articles/-/3530242>.

AFPBB, 2024.7.24, <https://www.afpbb.com/articles/-/3530432>.

AFPBB, 2024.7.26, <https://www.afpbb.com/articles/-/3530829>.

AFPBB, 2024.7.29, <https://www.afpbb.com/articles/-/3531160>.

AFPBB, 2024.8.15, <https://www.afpbb.com/articles/-/3534007>.

朝日新聞 WEB, 2022.3.23, <https://digital.asahi.com/articles/ASQ3Q7XHRQ3LUHBI03X.html>.

朝日新聞 WEB, 2024.6.4, <https://digital.asahi.com/articles/ASS636KSKS63BQBQ21XM.html>.

朝日新聞 WEB, 2024.7.30, <https://digital.asahi.com/articles/ASS7Y5KFSS7YUHBI021M.html>.

BBC News, 2022.3.1, <https://www.bbc.com/japanese/60566496>.

BBC News, 2023.7.10, <https://www.bbc.com/japanese/66150963>.

BBC News, 2023.11.8, <https://www.bbc.com/sport/olympics/67663582>.

BBC News, 2024.1.27, <https://www.bbc.com/japanese/68115922>.

BBC News, 2024.7.20, <https://www.bbc.com/japanese/articles/c1e50pj9kd3o>.

BBC NEWS, 2024.1.13, <https://www.bbc.com/japanese/features-and-analysis-67966883>.

BBC News, 2024.1.27, <https://www.bbc.com/japanese/68115922>.

BBC News, 2024.7.20, <https://www.bbc.com/japanese/articles/c1e50pj9kd3o>.

BBC News, 2024.7.31, <https://www.bbc.com/japanese/articles/cz9zrvjy417o>.

BBC News, 2024.11.22, <https://www.bbc.com/japanese/articles/cq8v13ypq88o>.

Bloomberg, 2024.7.18, <https://www.bloomberg.co.jp/news/articles/2024-07-18/SGSQGEDWLU6800>.

- CNN, 2022. 3. 2, <https://www.cnn.co.jp/showbiz/35184297.html>.
- DW, 2024. 6. 24, <https://www.dw.com/en/palestinian-olympic-chief-wants-israel-olympic-ban/a-69441165>.
- Firstpost., 2024. 3. 9, <https://www.firstpost.com/sports/sanctioning-israel-over-gaza-conflict-ahead-of-paris-olympics-out-of-question-ioc-13747016.html>.
- NHK WEB, 2023. 7. 28, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230728/k10014144871000.html>.
- NHK WEB, 2023. 7. 29, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20230729/k10014146661000.html>.
- NHK WEB, 2023. 12. 9, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20231209/k10014282921000.html>.
- NHK WEB, 2024. 7. 30, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20240730/k10014529551000.html>.
- NHK WEB, 2025. 4. 12, <https://www3.nhk.or.jp/news/html/20250412/k10014777641000.html>.
- 日刊スポーツ WEB, 2022. 2. 26, <https://www.nikkansports.com/sports/news/202202260001089.html>.
- Reuters, 2008. 8. 9, <https://www.reuters.com/article/economy/ioc-says-russia-georgia-conflict-quota-sad-realityquot-idUSL9255154/>.
- Reuters, 2023. 2. 9, <https://jp.reuters.com/article/world/ioc-president-bach-urges-ukraine-to-drop-paris-boycott-threat-idUSKBN2UJ0OP/>.
- Reuters, 2023. 3. 30, <https://jp.reuters.com/article/life/sports/-idUSKBN2VW02F/>.
- Reuters, 2023. 5. 2, <https://jp.reuters.com/article/life/sports/-idUSKBN2WS1NW/>.
- Reuters, 2023. 7. 29, <https://www.reuters.com/article/sports/-idUSKBN2Z9022/>.
- Reuters, 2023. 12. 9, <https://jp.reuters.com/world/ukraine/AYZNMD7IS5IDVEEQZLKBK4JUU-2023-12-08/>.
- Reuters, 2024. 7. 3, <https://www.reuters.com/sports/russias-world-friendship-games-postponed-2025-report-says-2024-07-03/>.
- Reuters, 2024. 12. 6, <https://jp.reuters.com/world/europe/NGF4JYTU4VMIXK30BN55LX7Z5I-2024-12-05/>.
- 産経新聞 WEB, 2023. 4. 1, <https://www.sankei.com/article/20230401-TVRCZC35Q0JNXDJEBEZQ60A2LRU/>.
- 産経新聞 WEB, 2024. 7. 24, <https://www.sankei.com/article/20240724-YHVUG6BHBVPWLEVSA5JZBBHD7A/>.
- Sky News, 2025. 3. 21, <https://news.sky.com/story/incoming-ioc-president-to-open-talks-on-russias-potential-return-to-olympics-13333288>.
- 読売新聞 WEB, 2024. 7. 19, <https://www.yomiuri.co.jp/olympic/2024/20240719-0YT1T50156/>.

## 注

- <sup>1)</sup> オリンピックの象徴的権力とは、社会的世界に関する正当性の枠組み（オリンピックは平和の祭典であるとすること、アスリートが体現するスポーツ世界の価値観やオリンピックのレガシーがあるとすることなど）を言い表すことによって、それらの「恣意的」な結びつきを押しつけ、当たり前に了承された心理へと誤認させるメカニズムを指す（石坂 2018）。
- <sup>2)</sup> この問題に対するIOCの対応は消極的であった。IOC報道官のジゼル・デイビスはオリンピックの理念に反するとしつつも、状況に対する見解表明を避けた。また、プーチン首相と会談したジャック・ロゲ IOC会長について、紛争の問題については議論しなかったと述べている（Reuters 2008. 8. 9）。
- <sup>3)</sup> ロシアによるウクライナ侵攻の背景については、河本編（2022）を参考にした。

- 4) 昇亜美子が先行研究の検討から述べるように、IOCにおける政治的中立性が具体的に何を指すのか、あるいはどの範囲まで適用されるのかについての法的根拠は曖昧である（昇 2023）。
- 5) ウスマノフはウズベキスタン生まれで、ロシア国籍を保有している。プーチン大統領に近く、欧米諸国の経済制裁の対象となった。この後 2024 年 11 月に再び国際フェンシング連盟会長に選任されたが、翌月に会長職としての職務を自ら停止した。
- 6) 元々は 2022 年 11 月に投票を行う予定であったが、ウスマノフが創設し、フェンシング競技に資金提供を行うロシアの財團によるロビー活動が疑われたため延期されていた。
- 7) ハルランはその時の心境を「握手拒否は心と魂でやったことでそれ以外の選択肢はなかった。人々を殺している軍隊を支持する可能性がある選手が平和を象徴するオリンピックに出場してよいのか。握手をすれば、母国での戦争は終わるのか。戦禍においてスポーツと政治を切り離すことなどできない」とコメントしている（NHK WEB 2024. 7. 30）。
- 8) IOC は 2023 年 3 月 31 日に両国のパスポートを保有する選手の国際大会への参加について説明した Q&A を公開し、10 月に更新を行っている。
- 9) 実際のところ、この試合の勝利後にコスチュクはグラチェワとの握手を拒否していた。コスチュクは「私たちのスポーツにはランキング制度があり、もし私が出場しなければランキングを失い、キャリアが終わってしまうだろう」とコメントし、「私たちは公にはしていないが、昨年からロシア人とベラルーシ人をこのスポーツから排除するために戦ってきている」とも述べた（Reuters 2023. 3. 30）。
- 10) オリンピック憲章第 28 条「NOC の構成」には、「5 NOC の法的権限が及ぶ範囲は、NOC が創設され、本部を置く国の境界と一致していかなければならない」とする条項があり、ウクライナ諸地域のロシアへの編入がこの条項に違反するものとされた。なお、オリンピック憲章の訳文は日本オリンピック委員会が作成した訳文（<https://www.joc.or.jp/olympism/charter/pdf/olympiccharter2025.pdf>）を用いた。
- 11) 結果として、第 10 代 IOC 会長にはバッハの後継者と目されるカースティ・コベントリーが選出された。コベントリーは紛争が続く中、ロシアだけ特別扱いするアプローチには一貫性がないと述べ、全てのアスリートに参加の道を開くための政策や指針となる枠組みを策定するタスクフォースを設立する考えを伝えた（Sky News 2025. 3. 21）。なお、コベントリーが 49 票を獲得したのに対し、コーは 8 票、渡辺は 4 票にとどまった。2 位の得票を得たのはアントニオ・サマランチ・ジュニアで 28 票だった。
- 12) 人権団体グローバル・ライツ・コンプライアンスの報告書によると、出場資格を得た半数あまり（ロシア選手の 10 人、ベラルーシ選手の 7 人）が軍や国家安全保障機関とつながりがあるか、ウクライナ侵攻への支持を示しているとされる（Bloomberg 2024. 7. 18；読売新聞 WEB 2024. 7. 19）。
- 13) パラリンピックの除外に対する代替大会として、ロシアは 2022 年から Winter Paralympic Games, We Are Together. を開催している。またその他の競技の代替大会については昇（2023）に詳しい。
- 14) イスラエルはこの訴えに対して、ジェノサイドを行った者がいるとするなら、それはハマスだと主張している（BBC NEWS 2024. 1. 13）。ジェノサイドの認定には数年かかるとみられている。また、多くの死者が出た戦争犯罪があったとしても、それをジェノサイドとして認定することとは異なる。
- 15) 南アフリカは自身のアパルトヘイト（人種隔離政策）によって、長年オリンピックをはじめとした国際大会から除外されてきた歴史を持つ。南アフリカによるイスラエルの提訴における訴訟法上の論点と意義については玉田（2024）が詳しい。
- 16) パラリンピックを含めたオリンピックとイスラエルのパレスチナ問題に対する政治的中立性に関する考察は昇（2024）に詳しい。
- 17) ムハマドアブダラ・コンタを指すとみられる。
- 18) 翻訳は NHK で放送された開会式の同時通訳から採用した。閉会式のスピーチも同様だが、一部文言の統一を行った。

## 《特集：課題プロジェクト研究 2024》

### パリ 2024 から導入されたオリ・パラの新チケット販売モデルに関する考察

～ホスピタリティ・プログラムに着目して～

島田達人（新潟経営大学）

#### 緒言

パリオリンピック・パラリンピック組織委員会（以下、COJOP と表記）は、第 33 回オリンピック競技大会・第 17 回パラリンピック競技大会（パリ 2024 オリンピック・パラリンピック競技大会、以下パリ 2024 と略し、他大会も開催都市十年号で表記する）でオリンピック 9,556,792 枚、パラリンピック 2,575,875 枚、計 12,132,647 枚のチケットが販売されたことを公表した<sup>i</sup>。また、COJOP は 2024 年 12 月 12 日の時点ではパリ 2024 は少なくとも 2680 万ユーロ（約 2890 万ドル／約 43 億円）の黒字見通しであることを発表した<sup>ii</sup>。その要因は支出の抑制もさることながら、チケット販売とローカルのスポンサーシップが寄与したとされ、特にチケット販売は 14 億 8900 万ユーロ（16 億 800 万ドル／2382 億円）の収益見通しが報告されている<sup>iii</sup>。

表1 オリンピック競技大会のチケット販売数と大会組織委員会（OCOG）のチケット収入

	販売可能数（百万枚）	販売済数（百万枚）	販売率	OCOG 収入
アテネ 2004	5.3	3.8	72%	2 億 2800 万ドル
北京 2008	6.8	6.5	96%	1 億 8500 万ドル
ロンドン 2012	8.5	8.2	96%	9 億 8800 万ドル
リオ 2016	6.8	6.2	91%	3 億 2100 万ドル
東京 2020	N/A	N/A	N/A	N/A
パリ 2024	10.0	9.6	96%	*16 億 800 万ドル

OLYMPIC MARKETING FACT FILE 2024 EDITION（パリ 2024 を除く　※パリ 2024 はパラリンピック収入を含む）

国際オリンピック委員会（以下、IOC と表記）は、オリンピック・パラリンピック競技大会（以下、オリ・パラと略す）のチケット販売の目的を 2 つ定めてきた。第一にできるだけ多くの人々に式典・競技を直接体験できるようにすること、第二に大会の運営資金を確保するための収益を生み出すことである。IOC が公表する OLYMPIC MARKETING FACT FILE でその規定文言を確認すると、パリ 2024 の総括を含む 2024 EDITION もアテネ 2004・トリノ 2006 の総括を含む 2008 EDITION も全く同じ文言である。

しかしながら 2021 年 6 月 2 日に IOC はパリ 2024 から一般向けのチケット販売にそれまでのオリ・パラとは異なる 2 つの試みを導入することを発表している<sup>iv</sup>。第 1 の試みは IOC が公式商品として「ホスピタリティ・プログラム」<sup>v</sup>を導入することである。飲食サービスなどが付帯するホスピタリティ商品は大会組織委

員会（OCOG）管轄で販売されたロンドン 2012 や東京 2020 の例はあるが、パリ 2024 以降は IOC と契約した単一事業者が独占的に取り仕切る形で販売・運営されるのである。第 2 の試みは「ホスピタリティ・プログラム」の導入ほど声高にアナウンスされていないが、一般向けのチケットを全世界共通で一元的に管理・販売する方式に変更したことである。従来のオリ・パラでは、国内オリンピック委員会（NOC）が各国・地域ごとに「認定チケット販売業者（Authorized Ticket Reseller ; ATR）」を指定し、各市場向けにチケットが販売されていた。これが改められ、パリ 2024 からは OCOG が管理する公式チケット販売サイト（パリ 2024 の英語版 <https://tickets.paris2024.org/en/>）に全世界的に一元化されたのである（関係者向けチケットは OCOG が各 NOC へ販売）。

これら 2 つの試みは、ミラノ・コルティナ 2026、ロサンゼルス 2028 の 2 大会でも踏襲される新しいチケット販売モデルである。その導入の経緯や実際の販売・運営について総括しておくことは、今後のオリ・パラの収支構造や IOC と OCOG との関係性を理解する上で一定の視座を得られると考え、本研究を着想した。また、我が国ではスポーツ産業振興における有望な分野としてスポーツホスピタリティに関する調査・研究が進められているが、「情報不足・経験不足」が様々な課題の根底にあると指摘されており<sup>vi</sup>、オリ・パラへの導入の経緯と実態を確認しておくことは、我が国における知見蓄積にも有益と考えた。論考は IOC、OCOG の各種報告書、プレスリリース、国内文献、研究報告書の精査を基本とし、国内外のニュースサイト等の記事で補った。また、ホスピタリティビジネスに関わる実務者への半構造化インタビューを行い、理解を確かめる形で進行した。以下の 6 章で具体的に構成する。

1. スポーツ観戦分野に導入されたホスピタリティという概念
2. IOC がオリ・パラにホスピタリティ・プログラムを導入した経緯
3. パリ 2024 のチケット並びにホスピタリティ・プログラムの販売概要
4. パリ 2024 のホスピタリティ・プログラムの運営実態
5. IOC 及び大会の収支への影響
6. 今後の展望

## 1. スポーツ観戦分野に導入されたホスピタリティという概念

論考の前提として、まずは“スポーツホスピタリティ”、そして、取引対象としての“スポーツホスピタリティ・プログラム”的概念を確認しておく。昨今、世界的なスポーツイベントでは「ホスピタリティ・プログラム（オリ・パラ）」「ホスピタリティチケット（FIFA ワールドカップ）」「プレミアムエクスペリエンス（ラグビーワールドカップ）」等の名称で公式商品が販売されており、日本国内における観戦スポーツにおいても試行錯誤がなされている。我が国に“スポーツホスピタリティ”という用語や概念が体系的に紹介されたのは、2015 年 8 月に発表された『メガイベントにおけるスポーツホスピタリティのすすめ』（EY 総合研究所株、（株）JTB、（株）JTB 総合研究所）に遡る<sup>vii</sup>。そこでは“スポーツホスピタリティ”は以下の通り定義されていた。

- ① スポーツの価値として「スポーツそのものの価値」(Value of sport) だけでなく、「スポーツを通じて生み出される価値」(Value through sport) を生かし
- ② スポーツのステークホルダーとしては「スポーツをする人」だけではなく「スポーツを見る人」「スポーツを支える人」を巻き込んだ三者の関係性を醸成し、
- ③ 筋書きのないドラマが言葉や国境を越えて感動をもたらすなどのスポーツ独自の魅力を、スポーツイベント開催に向けたハード、ソフト等の整備を通じて最大限に引き出し、もてなす者(host)ともてなされるもの(guest)の関係性の深化とグローバル展開を可能とし、
- ④ スポーツイベント開催中だけでなく、スポーツイベント準備段階からスポーツイベント開催後も社会、文化、都市・地域、経済等に永続的な効果をもたらすもの。

この概念が商品化されたものを“スポーツホスピタリティプログラム”と称し、下記のように定義されている。

「スタジアムを訪れる観戦客やその招待者（企業、個人等）を対象に、スタジアムの運営者、試合の主催者、スポンサー企業等がスタジアム内の特別な設備と良質の飲食サービス等を有料で提供し、一般の観戦客と差別化してもなすために、これらの特別な設備やサービスを観戦チケットと組み合わせて商品化した観戦プログラム」

学術的な立場からは、藤本倫史・倉田知己・藤本浩由の『ホスピタリティサービスをいかすスポーツビジネス学』(2023)において、スポーツホスピタリティ商品は以下のように定義されている。

「スタジアム・アリーナを通じて、スポーツサービスを提供する組織・団体を核にスポンサー、地元企業、ファン、地域住民等のステークホルダーを連携させ、社会・地域課題を解決する『共通価値の創造』を生み出すもの」

また、スポーツ庁は「令和5年度スポーツ産業の成長促進事業『スポーツホスピタリティ推進事業』成果報告書」(2024年3月)において、スポーツホスピタリティ商品を以下のように規定している。

「収益を上げることを目的として、ギフトやエンターテインメント等のサービスを付帯させてることで、通常よりも高単価で販売されるスポーツ観戦パッケージ」

さらにこの定義と並列して広義と狭義の定義も示されている。

「スポーツコンテンツホルダーの持つアセットと、その他のサービスを適切な組み合わせで掛け合わせることにより、新たな付加価値を生み出し、スポーツコンテンツの価値を最大化するサービス」(広義)  
 「スポーツ自体の観戦価値に加えて、附帯サービスの提供を通じて付加価値を創出するもの」  
 「ベニュー\*内のファシリティを活用し、且つ現地リアルタイム観戦が絡むサービス」(狭義)

\*ベニュー (venue) = 「会場」「開催地」、スペースが限られている場合につき、仮設・代替施設での実施も含む

他にも内閣府『経済財政運営と改革の基本方針 2023 について』（令和5年6月16日閣議決定）では、日本らしいスポーツホスピタリティについて下記のような注釈がつけられている。

「東京オリンピック・パラリンピック競技大会を通じて創出されたレガシーの一つで、『する・みる・ささえる』スポーツを行う人々が、そこに『あつまる』ことで、これまで以上に『より良く楽しむ』ことを可能とする取組・行為全般を示す」

これら一連の定義は抽象度の高い規定と具体的な規定の間で大きな振り幅がある。本研究においては、パリ2024における「ホスピタリティ・プログラム」という具体的な商品の検討を行うので、狭義の定義に準拠することが妥当と考え、スポーツ庁報告書の『収益を上げることを目的として、ギフトやエンターテインメント等のサービスを付帯させることで、通常よりも高単価で販売されるスポーツ観戦パッケージ』を前提に論考を進めることにする。

ここで、ホスピタリティという概念に関する先行研究に触れておく。ホスピタリティの起源自体は非常に古く、古代オリンピック開催当時の客人歓待制度にまで遡ると言われる（金子、2024）。古代オリンピックの観戦に訪れた者に無償で飲食や宿を提供することが hospitalitas という美德のもとで行われていたそうだ。金子によると、ホスピタリティが用いられる学術分野としては、道徳哲学、人類学・民俗学、経営学、そして教育分野があるとされる。国・地域によって研究アプローチや関心領域が異なる形でホスピタリティに関する学問は発展しており、北米ではホスピタリティ研究とは料飲業や宿泊業などの産業研究そのものを指すことである。日本では看護分野や福祉分野での発展が見られたほか、2013年の東京五輪の招致プレゼンテーションで滝川クリステル氏が発した「お・も・て・な・し」という台詞以降、情緒的なホスピタリティ概念に依拠した議論が増えていることも指摘されている（徳江順一郎、2021）。徳江は「分野内での統一的見解に対する合意は存在しない。多面的アプローチがなされているために、本質的な部分に関しては同じよう事を意識しているようであるが、表面的な要素の解釈について、非常に多くのバリエーションが生じてしまっているように感じる」と、ホスピタリティそのものの定義が未確立であることを指摘している。なお、ホスピタリティ産業研究の分野区分にはスポーツイベントが一つの産業分野として位置づけられていることは確認できたが、ホスピタリティ産業研究の観点からスポーツ観戦を論じた先行研究は国内では確認できなかったことも付記しておく。

改めてスポーツ経営分野からホスピタリティにアプローチした先行研究に話を戻すと、藤本倫史ら（2023）は、ラグビーワールドカップ2019の事例を詳細に論じている。同研究では、購入者の属性が定量的に紹介されており、購入単価等も導くことができる（表2）。

表2：ラグビーワールドカップ2019の入場料収入

	通常の観戦チケット	スポーツホスピタリティ商品
購入客層	法人購入 71%/個人購入 29%	
国内、海外の比率	国内 71.8%、海外 28.2%	日本国内 72.1%、英国 10.1%、オーストラリア 3.5%、米国 2.5%、アイルランド 1.6%、香港 1.4%
売上金額	389 億円	100 億円
販売枚数	1,837,000 枚 ※中止試合含む	63,809 組
購入単価	21,176 円	156,718 円

通常の観戦チケット：「ラグビーワールドカップ2019日本大会 大会成果分析レポート」(EY、2020) の数値を引用  
ホスピタリティ・パッケージ：『ホスピタリティサービスをいかす スポーツビジネス学』(藤本倫史・倉田知己・藤本浩由、2023)

藤本らは、スポーツホスピタリティ商品のパターンを①大型スポーツイベント型、②国内リーグ型、③企画シート、④外部ホスピタリティ施設利用の際の一般シート、という4つの類型で示している。本論考で扱うオリンピックは「大型スポーツイベント型」に含まれるとされており、『国際的な大企業を中心にステータスが確立され、高額な商品価格で取引されているため最もハイグレードな商品』と規定されている。同文献は、ラグビーワールドカップ2019の事例とは別に東京2020での「公式ホスピタリティパッケージ」の販売に關しても論じており、ラグビーワールドカップ2019を上回るホスピタリティ商品の売り上げが計画されていたとのことである。一方で、「日本大会独特」の事情による調整業務に多くの労が割かれたことや結果的に無観客開催となって全て払い戻しとなったことへの喪失感が伝わってくる内容となっている。しかしながら、東京2020でのホスピタリティ商品は、IOCとの直接的な契約によるものではなく、OCOGとの協業によるものであり、パリ2024から始まった新たな枠組みでのホスピタリティ商品とは位置づけや販売の枠組みが異なるものである。そこで次章ではIOCがホスピタリティ商品を導入した経緯を確認する。

## 2. IOCがオリ・パラにホスピタリティ・プログラムを導入した経緯

IOCは、2021年3月12日の第137次IOC総会で採択された「オリンピックアジェンダ2020+5」の「持続可能なオリンピック競技大会の促進」と「新たな収入創出モデルの導入」の具体的な施策として「eチケット発券」「ホスピタリティモデル」等を提案した(資料1)。即時導入できる完成度の高い手法であることが“turnkey solutions (筆者補足：鍵を回せば自動車のエンジンが掛かる)”という比喩によって強調されている。開催都市への立候補見合せの動きがある中、新たな収益機会を効率的かつ迅速に提供し、収支面から大会の持続可能性を下支えするという意図が込められている文言と解釈できよう。

## 資料1 「オリンピックアジェンダ 2020+5」(該当箇所のみ日本語版アジェンダより抜粋)

### 提言2（持続可能なオリンピック競技大会を促進する）

オリンピック・ムーブメントの構成員と連携してオリンピック競技大会ができる限り効率的に実施できるようにする

- コスト削減機会を特定する
- オリンピック競技大会の実施に伴う複雑さを簡素化するために OCOG に提供できる追加の即時導入可能なソリューション（たとえば、eチケット発券 サービスシステム、ホスピタリティモデル、サービスモデル、オリンピック競技大会時用のウェブとアプリ、オリンピックニュースサービス等）を提供し、そうしたソリューションを導入するさらなる余地を検討する
- OCOG と利害関係者／好ましい開催地が収入を得る機会を特定する
- オリンピック競技大会のホスピタリティ体験を強化しつつ、それに関連する OCOG とオリンピック・ムーブメントの収入を増やす

### 提言15（新たな収入創出モデルを導入する）

オリンピック・ムーブメントの長期的な存続を確実にするため、新たな収入創出モデルを導入する

- ・ 以下の実施を含め、TOP プログラムの発展と強化を図る
  - ・ オリンピック・ムーブメントのプログラムと活動において TOP パートナーの専門知識とリソースをさらに取り入れる
  - ・ 持続可能な開発目標の重要な実現手段としてのスポーツの役割を認識する互恵的な目的主導のパートナーシップを構築する
  - ・ すべてのオリンピック関係者のための一元化されたオリンピック・ホスピタリティプログラムを構築する
  - ・ 選手にとって直接利益となるようなコマーシャルプログラムとプラットフォームを引き続き開発する
  - ・ オリンピックの収入源を多様化する（グローバルな e コマース、ソーシャルメディアの商業化、オリンピック関連のゲームなど）

[https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations\\_JP.pdf](https://www.joc.or.jp/olympism/agenda2020/pdf/agenda2020-5-15-recommendations_JP.pdf)

アジェンダ採択から間もない同年6月2日にIOCはパリ2024、ミラノ・コルティナ2026、ロサンゼルス2028に新たなホスピタリティモデルを導入することとその契約先を米On Location社に指名したことを公表した。On Location社は米国東海岸に本社を置き、北米のプロスポーツや大学スポーツ、ヨーロッパのサッカー大会等でホスピタリティ商品の企画・運営を行っている企業である。余談になるが、パリ2024開幕直前の2024年7月18日には同社がFIFAワールドカップ2026の公式ホスピタリティ・プロバイダに指名されてたことが発表されている<sup>viii</sup>。

資料2、3はIOCのプレスリリースから抜粋したものだが、資料2は発表のタイトル、資料3はリリース文の後半に記載された一般チケットの販売に関する方針変更を伝える内容となっている。

## 資料2 ホスピタリティ・プログラム導入と事業者指名を伝えるリリース文のタイトル（2021年6月2日発表）

IOC announces new global hospitality model from Paris 2024 onwards, “On Location” appointed as global hospitality provider through to LA28（※リリース文全体のタイトル）

Part of Olympic Agenda 2020+5 reforms to introduce long-term, turnkey solutions for the benefit of Organizing Committees, fans and stakeholders.

IOCは新たな世界的ホスピタリティモデルを導入することを発表した。

これにより、*On Location*がパリ2024からLA28までの公式ホスピタリティプロバイダーとして任命された。この取り組みは、*Olympic Agenda 2020+5*の改革の一環として、組織委員会、ファン、関係者にとって長期的で包括的な解決策を提供することを目的とする。

<https://www.olympics.com/ioc/news/ioc-announces-new-global-hospitality-model-from-paris-2024-onwards-on-location-appointed-as-global-hospitality-provider-through-to-la28> 日本語訳は筆者作成（資料3も同様）

資料3はリリース文の発表タイトルでは触れられていない事項である。リリース後半に On Location 社との契約とは別に IOC が新たな全世界共通のチケット販売方針をパリ 2024 から導入するという内容が記載されている。従前のオリ・パラでは一般向けチケットは各 NOC が契約する ATR 経由で販売されていたが、リリース文では世界中のファンが安全に途切れなく適正な価格で大会チケット入手できることが謳われている。

## 資料3 一般チケットの販売に関する新たな方針（資料2と同一のプレスリリース文の後半に記載）

In addition, and separate to the agreement with On Location, a new, integrated approach regarding global ticket sales will also be introduced from Paris 2024 onwards. It will provide secure, seamless access to Olympic and Paralympic tickets directly via each Organizing Committee at standardized prices for each Games for fans in all corners of the world.

IOCは、*On Location*との契約とは別にパリ2024大会から新たな統合型の世界的チケット販売モデルを導入すると発表した。この新しいシステムにより、各大会の組織委員会を通じて、標準化された価格でオリンピック・パラリンピックのチケットを安全かつスムーズに購入できるようになる。

ところで、IOCはこれらの方針を唐突に発表したのだろうか。改めてパリの Candidature file（立候補ファイル、2016）と Host City Contract - Principles（開催都市契約、2017）、Host City Contract - Operational Requirements（開催都市契約 大会運営要件、2018年版）を確認した。なお、2種の Host City Contract については、東京2020の同種の開催都市契約と内容を比較しつつ精査した。

Candidature file（立候補ファイル） ※2016年とりまとめ、2017年1月の期限までに提出されたもの

- ・ パリ招致委員会は、チケット 11 億 2400 万ドル（約 9 億 8700 万ユーロ、約 1579 億円）とは別に hospitality で 7200 万ドル（約 6777 万ユーロ、約 107 億円）の収入を大会予算に織り込んでいた。

- ・ hospitality はチケットの一般販売よりも先に内々で販売するという営業方針が示されていた。
- ・ 競技会場内のスペースでのホスピタリティ展開は言及されるが、競技場外スペースへの言及はない。

#### Host City Contract - Principles (開催都市契約) ※2017年9月13日開催の第131回IOC総会で締結

- ・ 8.商業権と利益の項目で「あらゆる形態のチケットから生じた収益は OCOG に帰属する」の中に hospitality が含まれることが括弧書きで記述されていた（資料4）。
- ・ OCOG は総収益の 7.5%を IOC に現金で支払うという条項にも hospitality が含まれると規定されていた（24.8 項、資料5）。東京 2020 の料率も 7.5%であったが、「全ての形態のチケット販売」と規定されるだけで、特に hospitality が強調されることはない。

#### 資料4 Host City Contract - Principles (商業上の権利と利益)

##### 8. Commercial rights and benefits

8.1. The Parties agree that (中略) the OCOG shall have the following rights and entitlements in relation to the marketing, ticketing and licensing programmes conducted in relation to the Games:  
 (中略)

b. the right to retain the gross revenues generated from all forms of ticket (**including hospitality**) sales pertaining to the Games;

**8. 商業権利と利益** 8.1. 当事者は、(中略) 開催都市の組織委員会 (OCOG) が、大会に関連するマーケティング、チケット販売、ライセンスプログラムに関して以下の権利および特典を有することに合意する。 (中略)

b. 大会に関連するすべての種類のチケット販売 (ホスピタリティを含む) によって生じた総収益。

日本語訳は筆者作成（資料5も同様）

#### 資料5 Host City Contract - Principles (OCOGの財務上の義務)

24.8. With respect to the commercial programmes implemented by the OCOG, (中略) the OCOG shall pay to the IOC, in cash, the following amounts:

中略

b. in relation to the OCOG's ticketing programme, an amount equal to seven and one-half percent (7.5%) of the gross revenues generated from all forms of ticket (**including hospitality**) sales pertaining to the Games;

**24.8. OCOG によって実施される商業プログラムに関して、(中略) OCOG は以下の金額を IOC に現金で支払うものとする。** (中略) b. OCOG のチケット販売に関して、大会のすべての種類のチケット販売 (ホスピタリティを含む) によって生じた総収益の 7.5%の金額を IOC に支払う義務を負う。

## Host City Contract - Operational Requirements(開催都市契約大会運営要件) ※2018年7月発行・10月改訂

- Hospitality という単語の出現数が 28 か所 (2016 年版) → 111 か所 (2018 年版) へと大きく変化
- 2018 年版では 1) オリンピックマーケティングパートナー (TOP) の権利として Hospitality が尊重されるべきであること、2) チケット販売方針が変更されたこと及びホスピタリティの商業機会を最大化すること、3) チケット販売管理システムは IOC が選定するデジタルプラットフォーム一択とされたことの 3 点が本論考に関連した変更事項として指摘できる (表 3)。

表3 Host City Contract - Operational Requirements の主な変更事項

	2016 年版 (東京 2020)	2018 年版 (パリ 2024)
T O P 関 連	<p>2.1 マーケティングパートナーサービス</p> <p>MPS04. オリンピックホスピタリティーセンター (OHC)</p> <p>・ 大会期間中にビジネス開発やホスピタリティ活動を行うために自らの費用で特別室を設営することを選択するオリンピックマーケティングパートナーに対して、OHC 内のスペースを提供する。(中略)</p>	<p>20. Marketing Partner Services (中略) the TOP Partners are granted exclusive worldwide marketing rights, hospitality rights, supply rights and other sponsorship benefits. TOP パートナーには世界規模での独占的なマーケティング権、ホスピタリティ権、供給権、およびその他のスポンサーシップ特典が付与される。</p>
ホ ス ビ ス タ リ テ イ	<p>TKT 01 - チケッティング及びホスピタリティ計画</p> <p>・ 以下の項目を見直しと承認のために IOC に提出する</p> <p>- OCOG のチケッティング及びホスピタリティ戦略計画とチケッティング及びホスピタリティ運営計画 (中略)</p> <p>- 全てのホスピタリティパッケージ商品、条件及び価格</p>	<p>37. Ticketing and Hospitality (中略) The IOC and the OCOG will cooperate to ensure an efficient delivery of <b>the ticketing and hospitality programme</b>, the utmost satisfaction and delivery of contractual rights to all stakeholder groups, as well as the effective exploitation of commercial opportunities (particularly related to hospitality) that will support the OCOG's funding of the Games. IOC と OCOG はチケット販売とホスピタリティ・プログラムの円滑な運営を確保し、関係者の契約上の権利を履行するとともに、ホスピタリティを主とした商業機会を最大限に活用することで大会資金を支えることを目的とする</p>
事 業 者 選 定	<p>IOC 指名のチケット管理システムプロバイダーから提供されるものであることを確保する。IOC がこのようなプロバイダーを指名していない場合、OCOG のチケット管理システムプロバイダーの指名は、IOC による承認を受けることになる。</p>	<p>Particularly, the IOC and OCOG will collaborate by:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>leveraging the continuity and Games-experience of a <b>central Ticketing System and Service Provider (TSP) appointed by the IOC</b>, while also ensuring an <b>integrated digital spectator journey</b> (中略)</li> <li>IOC と OCOG は特に下記について協力する</li> </ul> <p><b>IOC が選定した中央管理型のチケットシステムとサービスプロバイダー (TSP) を活用し、統合されたデジタル観戦体験を提供する (中略)</b></p>

2018 年版の日本語訳は筆者作成

2018年版ではオリンピックマーケティングパートナー（TOPパートナー）に認められた権利としてのホスピタリティが強調され、かつ関係者の契約上の権利を履行することに配慮した文言になっている。また、チケットシステムおよび事業者はIOC選定の一括に修正された。2018年の段階でチケットとホスピタリティは、IOCが主導権を握る方向で調整され、2021年の「オリンピックアジェンダ2020+5」の採択はそれを追認する形式的なものだったと言えよう。

### 3. パリ2024のチケット並びにホスピタリティ・プログラムの販売概要

#### <チケット>

2022年3月21日、COJOPはパリ2024のチケット販売概要を以下の通り公表した。その内容をプレスリリースより項目ごとに抜粋して整理する（資料6、資料7）。過去の大会でも安価なチケットへの言及は目立つが、「Games Wide Open（広く開かれた大会）」という大会コンセプトを反映するものとして、料金の安さは殊更強調されているようである。なお、この発表ではホスピタリティ・プログラムは予告のみであった。

#### 資料6：チケット販売概要①

※COJOPは比率と総数のみ公表。金額にはVAT（付加価値税を含む） ※枚数は筆者が算出

- 販売枚数：約1340万枚（オリンピック 約1000万枚、パラリンピック 約340万枚）
  - 一般向け 1,072万枚 関係者向け 268万枚
- 販売経路：大会史上初めて、フランス、海外とも単一の専用オンラインプラットフォームで販売
- チケット媒体：完全電子化 ※大会後、紙の記念チケットを別途販売し収益源としている（後述）
- オリンピック：
  - ・ 一般向け（80%）800万枚 約半数=400万枚は50€以下 内、100万枚は24€以下
  - ・ 関係者向け（20%）200万枚
- パラリンピック：
  - ・ 一般向け（80%）272万枚 約半数=136万枚は25€以下 内、50万枚は15€以下
  - ・ 関係者向け（20%）68万枚
- ホスピタリティ・プログラム：その発売を予告

Press Kit - Paris 2024 Ticketing より抜粋（資料7も同様）

資料7は、チケットの販売時期の予告情報である。下記の販売機会とは別に2023年7月にバスケットボール、サッカー競技等が先着順で販売されるなど、実際のチケット売り出し機会は複数回追加されていた。

#### 資料7 チケット販売概要②

※4つの時期区分と販売方法を公表

- ・2022年年末：抽選用登録開始
- ・2023年2月：1次抽選 複数パックチケット商品
- ・2023年5月：2次抽選 シングルチケット
- ・2023年年末：残りのチケットを（先着順で）販売

### <ホスピタリティ・プログラム>

一般チケットの概要発表から 10 か月後の 2023 年 1 月 17 日に IOC と On Location 社は、ホスピタリティ・プログラムの商品概要と e コマースプラットフォームの一般公開を発表した（資料 8）。

この発表でも最低価格がチケット代込みで 100€未満であるなど料金の割安感が強調されていたが、ホスピタリティ・プログラムの金額帯やその設定枚数、個人向けとグループ・法人向けの枚数など全体像を把握できる情報は公開されていなかった。

### 資料 8 ホスピタリティ・プログラムの販売概要

- 対象競技：開催競技の 9 割にホスピタリティ・プログラムを設定
- 料金設定：最低価格はチケット代込みで 100€未満（付加価値税込み）
- e コマースプラットフォーム：個人向け、グループ・法人向けの 2 つを開設
- 開催競技の半数以上で 175€未満の設定があること
- パリ市内に設けられる Clubhouse 24 の利用権が付帯するパッケージの半数は 285€未満であること

<https://www.prnewswire.com/news-releases/olympic-games-paris-2024-official-hospitality-program-now-open-to-the-general-public-301723112.html>

2023 年 5 月 11 日からは開会式のホスピタリティ・パッケージ、トラベル・パッケージの販売が開始され、オリンピック開催 1 年前に当たる 7 月 26 日から公式サブディストリビューターがフランス国外でトラベル・パッケージの販売を開始するなど、販売活動が本格化した。公式サブディストリビューターは、On Location 社と代理店契約を結んだ 14 社がフランス国外でのトラベル・パッケージの販売、送客を担うもので、日本では日本オリンピック委員会（JOC）と TEAM JAPAN 公式旅行代理店契約を締結し、選手関連の移送を担当する JTB、日本旅行、東武トップツアーズ、近畿日本ツーリストの 4 社が名を連ねている（資料 9）。公式サブディストリビューターは On location 社が契約の窓口となるので、IOC との直接的な金銭のやりとりは生じない。宿泊や移動手段を含むトラベル・パッケージを取り扱うことがその役割であり、チケットとオプションのみのホスピタリティ・パッケージは e コマースプラットフォーム（フランス語、英語）経由で On location 社が独占的に取り扱っていた。

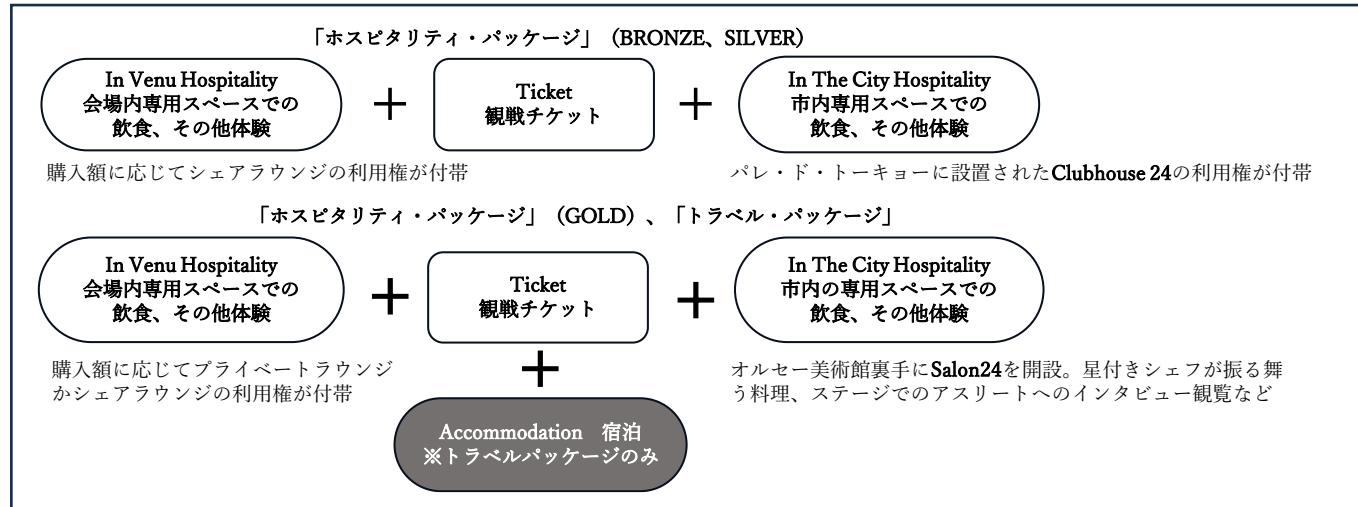
### 資料 9 公式サブディストリビューター 14 社の一覧

VB Sport (スペイン)、IBTravel (チェコ)、Estravel Ltd (エストニア)、Gracias & Eventeam (ベルギー)、P1 Travel (オランダ)、Elämys Group (ルクセンブルク、デンマーク、フィンランド、アイルランド、ノルウェー、スウェーデン)、Issta Sport Ltd (イスラエル)、Tourvest Destination Management (南アフリカ)、ATPI Travel and Events Canada (カナダ)、DreamSetGo (インド)、(株)JTB・(株)日本旅行・東武トップツアーズ(株)・近畿日本ツーリスト(株) (日本)

<https://www.olympics.com/ja/news/paris-2024-launches-official-hospitality-program>

ホスピタリティ・プログラムの内容を整理すると図1になる。商品には観戦チケットに加えて宿泊、交通手段、競技会場・パリ市内での特別な体験等のオプションが含まれており、宿泊の有無で「トラベル・パッケージ」と「ホスピタリティ・パッケージ」に分かれている。さらに「ホスピタリティ・パッケージ」にはGOLD、SILVER、BRONZEの3つのグレードのサービスが付帯した。また、派生形として、他の参加者とラウンジ等を共用しないプライベートボックス、あるいはスポンサー権益の一環として実施されるものも存在した。

図1 ホスピタリティ・プログラムの商品概要



<https://hospitalitytravelpackages.paris2024.org> の内容から筆者作成

COJOPは、全競技・式典のチケット価格を一覧できる価格表(TICKET PRICE. 3 July 2024 Versionなど)を公開しているが、IOC、On Location社ともホスピタリティ・プログラムの価格一覧は公開していない。そのため、ホスピタリティ・パッケージの料金を知るにはeコマースプラットフォームにアクセスし、特定日の特定競技のチケットを検索する過程で料金を都度確認していくしか術は無かった。

そこで、両者の価格差やホスピタリティ・パッケージのバリエーションを把握することを狙いとして、オリンピック開会式を対象に一般チケットとホスピタリティ・パッケージの一覧化を試みた(表4)。一般チケットはカテゴリーA~E(EはEとE+(プラス)の2種)の5カテゴリー6区分に分かれ、カテゴリーA、C、Dでそれぞれ東京2020の1.44倍、1.35倍、1.8倍の金額で設定された。ホスピタリティ・パッケージは、カテゴリーB(1,600€)とカテゴリーA(2,700€)のチケットが組み込まれており、これに付帯するサービスのグレードの違いでバリエーションが増えている。カテゴリーBはSILVERとサービス無しの2種、カテゴリーAはBRONZEとGOLD(9,474€と8,316€の2種)の2種が確認できた。また、通常のホスピタリティ・パッケージ以外にローカルスポンサーの1社であるLVMHグループが開設するカフェでの開会式観覧と飲食サービスが付帯したパッケージも2種(4,211€、8,316€)確認できた。

表4 オリンピック開会式のチケット（カテゴリーA～E）とホスピタリティ・パッケージの料金分布

カテゴリー	東京 2020		PARIS 2024						
	一般チケット(単体)			ホスピタリティ・パッケージ ※V.A.T=付加価値税を 5.27%で加算済					
	€換算	円価格	価格	円換算	価格	円換算	対チケット	商品名	サービスレベル
A	1,875 € ¥300,000	2,700 € ¥432,000			9,474 €	¥1,515,888	351%	RIVERSIDE	GOLD
					PALAIS PLUS				
					8,316 €	¥1,330,613	308%	Concorde Bridge	LVMH Premium Partner Offerings
					8,316 €	¥1,330,613	308%	RIVERSIDE	GOLD
					PALAIS				
					4,211 €	¥673,728	156%	QUAYSIDE	SILVER/LVMH
B	1,513 € ¥242,000	1,600 € ¥256,000			GUINGUETTE				Premium Partner Offerings
					3,214 €	¥514,223	119%	RIVERSIDE	BRONZE
C	669 € ¥107,000	900 € ¥144,000			PALAIS "BEFORE"				
					REVERSE				SILVER
					MAISON				
					2,000 €	¥320,021	125%	RIVERSIDE	×
					PARTY				
D	281 € ¥45,000	500 € ¥80,000							
E+		250 € ¥40,000							
E	75 € ¥12,000	98 € ¥15,680							

チケット TICKET PRICE. 3 July 2024 Version

ホスピタリティ <https://ja.runwaymagazines.com/olympics-2024-in-paris-tickets-pricing/>掲載のセールスシートを参照。市販された全てのパッケージが網羅されていない可能性があることには留意されたい。

表4を見ると、特にカテゴリーAのチケットで付帯サービスに差をつけることでバリエーションを増やしていることが理解できる。一般チケットとホスピタリティ・パッケージとの金額差は、カテゴリーAで1.19倍（2,700€→3,214€、RIVERSIDE PALAIS "BEFORE"、BRONZE）から3.51倍（2,700€→9,474€、RIVERSIDE PALAIS PLUS、GOLD）という幅であった。なお、LVMHとの協業によるホスピタリティ・パッケージに含まれる観覧エリアは一般チケットの販売が確認できない専用エリアのようである。観戦体験としてだけでなくマーケティング権益としてもホスピタリティを活用し、更なる収益源化を試みる取組である点は興味深い。

ところで表4にはIOCやOn location社が強調していた安価なホスピタリティ・パッケージは見当たらない。「セーヌ川の上流岸壁でパレードを観戦できる22万2000枚の無料チケットが用意され、下流岸壁では

10万4000枚の有料チケットが用意された。これは、ほとんどの観客が入場料を支払わない初めての開会式であり、「パリ2024にとってもうひとつの歴史的な出来事となる」<sup>ix</sup>というオリンピック公式サイトでの記述にもある通り、有料チケットの倍の無料チケットが用意されていたことには留意しておくべきであろう。

#### 4. パリ2024のホスピタリティ・プログラムの運営実態

実際のパリ2024のホスピタリティ・プログラムの商品、販売、運営はどう評価されるのであろうか。公式サブディストリビューターの1社であるA社のB部長、C課長との質疑を踏まえ総括する。

##### 商品構成要素に関する評価

<Ticketに関して>

- 完全オンライン化に対する評価
  - 東京2020では電子チケット以外に紙チケットでの受取も選択可能であったが、パリ2024は完全に電子チケット化された。これはホスピタリティ・パッケージのチケットも同様である。
  - 初めて稼働するシステムということもあってか、チケットが届くタイミングがギリギリであった（中には観戦日当日にデリバリーされた事例もあった）ことやサブディストリビューターからはグループでまとまっての配席を依頼したにもかかわらず、依頼に沿わない席番が届いたケースもあった。

<In Venu Hospitalityに関して>

※シェアラウンジのみ、かつ、全ての競技場内の情報を入手できておらず、一部の競技施設のみの視察であるという前提での評価。

- ドリンクとサンドイッチのような軽食が1つずつ付いていた。
- 日本人は、パーティーでの社交をあまり得意とはしないので、ラウンジでの社交がどこまで魅力となるのかは評価が分かれるのではないか。

<In the City Hospitalityに関して>

- 展示・体験型のカジュアルな「Clubhouse24」とゆったりと食事を楽しめる「Salone24」の2種が存在した。両社はコンセプトの違い以上に魅力度において差があったと感じる。
- 「Clubhouse24」パリ市内のパレ・ド・トーキョー美術館に設置されたもので、飲食よりもスポーツをテーマとした展示や体験機会を重視した企画のようである。
- 「Salone24」オルセー美術館裏手の歴史的な建造物を貸し切り、24時間営業
  - トラベル・パッケージ購入者、ゴールドサービス付きのホスピタリティ・パッケージ購入者のみが利用できる専用ラウンジ ※On Location社によると1日2000人の利用を想定
  - 星付きシェフが振る舞うフランス料理をベースとしたディナー、アルコールを含むドリンク

などオールインクルーシブ（追加課金無し）で楽しむことができ、料理や場所の雰囲気など滞在期間中何度も訪れたくなる空間として評価できた。

#### 販売体制に関する評価

<e コマースプラットフォームとサブディストリビューターチャネルの関係性>

- サブディストリビューター側は過去の大会の利用者等一定の顧客を抱えており、それらの顧客のニーズに応える形でトラベルパッケージの手配に関わったので、競合関係というよりは住み分けが出来ていた。英語やフランス語に抵抗のない人は、オンラインで直接チケットを購入していた。

<On Location 社の商品企画力に対する評価

- 大会開催の2年前からチケットのオーダーが始まり、サブディストリビューター側が買取りリスクを負って取引した（つまり、返品不可）。チケット確保後は、組合せを変更し、リメイクした商品を販売するなどの裁量がディストリビューター側に与えられた。
- On Location 社から当初は陸上競技とテコンドーを組み合わせた商品が提示されるなど、日本人の嗜好を把握しきれているとは言い難い状況からのスタートであった。
- 選手の家族や競技関係者のニーズに応じて、例えば「○○競技三昧」のようなものを手配することがディストリビューターには期待されており、チケット確保には苦労した。
- 滞在型志向が強い欧米人と比べて、日本人は、移動型・周遊型を好む。CLUB HOUSE 24 は1回行けば十分な空間であり、複数のチケットを所持していても、別日の利用権は放棄する可能性もある。
- パリは公共交通機関（メトロ、バス）で十分周遊が可能なので In The City Hospitality が成立したのではなかろうか。ロサンゼルス 2028 では現地のアクセス確保が課題になるのではないか。

## 5. IOC 及び大会の収支への影響

続いて IOC の財政基盤、並びに大会収支への影響を検討する。2017 年～2020 年/2021 年のオリンピアード（東京 2020 延期に伴い変則的な期間設定）における IOC の総収入は約 76 億ドルで、その内訳は「放映権」約 45 億ドル（61%）と「TOP プログラム」約 23 億ドル（30%）の 2つで 9 割が占められている。残り 1 割はライセンス権等の「その他権利」が約 4 億ドル（5%）、「その他収益」が約 4 億ドル（4%）となっている（表 5）。最新の 3 年間（2022-2024）もこの構成に変化はない（表 6）。ここで「その他権利」の内訳を確認すると Hospitality という項目が追加されていることが確認できた。2022 年～2024 年の 3 年間で 3200 万ドル（48 億円）が計上されている（表 7）。紙面の都合上数表は掲載しないが、2021 年の「その他権利」にも 800 万ドルが Hospitality に計上されていることが確認できた<sup>x</sup>。つまり 4 年間で総額 4000 万ドル（約 60 億円）の権利金収入を IOC は得たのである。これは従前からのライセンシング権を上回る金額である。

表5 2017-2020/21 の IOC の収入源

	百万ドル	期間計	構成比
<b>Media rights(放映権)</b>	4,544	61%	
<b>TOP Programme marketing rights(TOP プログラム)</b>	2,295	30%	
<b>Other rights (その他権利)</b>	420	5%	
<b>Other revenue(その他収益)</b>	351	4%	
<b>収入計</b>	7,610	100%	

IOC ANNUAL REPORT 2019, 2020, 2021 より引用

表6 2022-2023-2024 年の IOC の収入源

	百万ドル	2022年	2023年	2024年	3年計	構成比
<b>Media rights (放映権)</b>	1,454	0	3,552	5,006	63%	
<b>TOP Programme marketing rights(TOP プログラム)</b>	707	740	871	2,318	29%	
<b>Other rights (その他権利)</b>	88	142	123	353	4%	
<b>Other revenue (その他収益)</b>	114	20	167	301	4%	
<b>収入計</b>	2,363	902	4,713	7,978	100%	

IOC ANNUAL REPORT 2022, 2023, OLYMPIC MARKETING FACT FILE 2024 EDITION

表7 2022-2023-2024 年の Other rights (その他権利) の内訳

	百万ドル	2022年	2023年	2024年	3年計	構成比
<b>Royalties:</b>	OCOG marketing programme	56	121	95	272	77%
	Licensing	9	7	11	27	8%
<b>Suppliers</b>		7	2	6	14	4%
<b>Hospitality</b>		12	12	8	32	9%
<b>Other</b>		4	1	3	8	2%
<b>収入計</b>		88	142	123	353	100%

※2022 年は ANNUAL REPORT2022、2023 年・2024 年は 2025 年 3 月 19 日～21 日に開催された第 144 回 IOC 総会に提出された Report of the statutory auditor to the session on the consolidated financial statements 2024 より引用

次に IOC の支出を確認する。IOC はスポーツ振興と自身の活動に関わる費用（10%）を除く 90% をオリンピック競技大会とオリンピック・ムーブメントの発展に支出している。支出先は NOC、国際競技連盟(IF)、アスリート育成 (Olympic Solidarity)、各大会 OCOG に大別される。表8 はアテネ 2004 以降のオリンピック大会への IOC の支援額をまとめたものである。支援額は増加の一途をたどっていたが、パリ 2024 で一転して減り、ロンドン 2012 を下回る 13 億 3900 万ドル（12 億 4000 万ユーロ、約 2021 億円）となった。冬

季大会もミラノ・コルティナ 2026 はバンクーバー2010 を下回る支援金額が想定されている。

表8 オリ・パラへの IOC の支出金額

夏季大会	支援額（百万ドル）	冬季大会	支援額（百万ドル）
アテネ 2004	965	トリノ 2006	561
北京 2008	1,250	バンクーバー2010	775
ロンドン 2012	1,374	ソチ 2014	833
リオ 2016	1,531	平昌 2018	867
東京 2020	1,892	北京 2022	970
パリ 2024	1,339	ミラノ・コルティナ 2026	600

OLYMPIC MARKETING FACT FILE 2024 EDITION (パリ 2024 を除く。パリ 2024 は COJOP 発表資料をドル換算)

続いてパリ 2024 の「大会予算」に目を転じる。表 9 は招致段階から開催後までに六次にわたり更新された「大会予算」を一覧にしたものである。

表9 招致委員会（立候補ファイル）及び COJOP の「大会予算」

IOC 負担	(COJOP) 負担	開催前					開催後
		2016	2017	2020	2021	2022	2024
		Candidature	Evaluation	Annual	Annual	Final	2024.12.12.
		Phase 3	Commission	report	report	Budget	発表
		百万ドル					
		原文 ドル表記					
		1€=1.08 ドルで換算					
		1€=160 円					
IOC	IOC Contribution	855	775	810	810	1,339	1,339
負担	IOC TOP Progammme	454	415	508	508		
	Sub Total	1,309	1,190	1,318	1,318	1,339	1,339
OCOG	Domestic Sponsorship	1,125	1,125	1,177	1,188	1,328	1,337
(COJOP)	Ticket Sales	1,124	1,195	1,264	1,372	1,534	1,608
負担	Hospitality	72					
	Licensing & Merchandising	130	130	140	140	140	555
	Government contribution	114	114	108	108	184	
	Lotteries	50	50				
	Other Revenues	160	160	216	184	205	
	Sub Total	2,775	2,064	2,905	2,992	3,391	3,500
	<b>Total Revenues</b>	4,083	3,254	4,223	4,309	4,730	4,839
	<b>Total Expenditures</b>	4,083	3,254	4,223	4,309	4,730	4,810
	<b>Variance</b>	0	0	0	0	0	+49

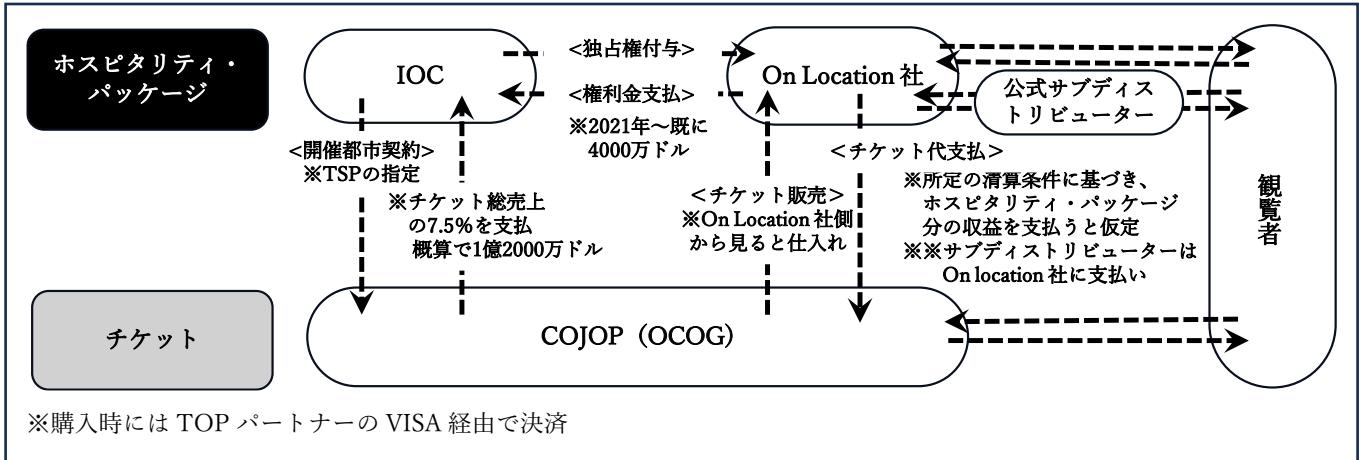
- ・2016年・2017年 The Olympic Studies Centre Olympic World Library より当該ファイルを入手
- 2020年・2021年・2022年・2024年 COJOP 発表のプレスリリースから数値は引用
- ・通貨表記 2016年、2017年は原文の米ドルを引用、2017年以降はユーロ建ての発表額を米ドルに換算して表記
- ・大会予算には、パリ 2024に向けて整備された恒久施設のボルト・ドゥ・ラ・シャペル・アリーナ（アディダス・アリーナ、バトミントン、新体操競技等）やオリンピック・アクアティクス・センター（水泳競技）の整備費用などは含まれない。

2024年12月12日に公表された開催後の見通しでは、支出が開催前の見通しから8000万ドル増えたが、収益の上積み分がそれを上回り、2890万ドル（2680万ユーロ／約43億円）の黒字を確保したとされている。不測の事態に備えて確保してある予備費を取り崩さなければ、黒字額はさらに上振れする余地があるとのことである。

Domestic Sponsorship（国内スポンサー収入）は13億3700万ドル（12億3800万ユーロ／1980億円）、Hospitality Package（ホスピタリティ・パッケージ）を含むTicket Sales（チケット販売）は16億800万ドル（14億8900万ユーロ／2382億円）の収益が報告されている。第2章で触れた通り、立候補ファイルでは独立した項目として予算化されていたホスピタリティ・パッケージは評価ファイル段階からはチケットの内訳として取り扱われている。評価ファイルのチケット販売の収益予算は立候補ファイルのチケット販売とホスピタリティ・パッケージを合算した11億9600万ドルをほぼそのまま据え置く11億9500万ドルとされていた。評価段階でパリから提案されたホスピタリティ・パッケージの枠組み（内々での先行販売や競技場スペースに限定したサービス提供）は一端白紙とされ、IOCが管轄する枠組みへと舵が切られたのであろう。最終的な実績見通しは、国内スポンサー収入が評価ファイルの11億2500万ドルから118%の伸長だったのに対して、チケット販売はそれを上回る135%の伸長で着地している。パリ2024でのチケット販売の実績は、IOCが導入した新たな試みを是認するものとして今後とも喧伝されていくであろう。

これまでの検討を踏まえて、チケットセールス並びにホスピタリティ・プログラムに関連する取引の構図を示して、本論考のまとめとしたい（図2）。2章で触れたように開催都市契約書上、チケット販売から生じた総収益の7.5%をOCOGはIOCに支払うことになっている。チケット収益額の16億800万ドルに7.5%を乗じると概算で1億2000万ドル（1億1000万ユーロ／179億円）が結果的にIOCに納められることになる（実際にはIOCからの支援金と相殺される）。さらにホスピタリティ関連の権利金収入、大会支援金の抑制と併せてIOCの大会開催に関わる収支は大幅に改善されたこととなる。IOCは、オリンピックマーケティングパートナー（TOP）の権利の一部とされてきたHospitalityという権利を新たなオリンピック体験の提供と収益を両立させる機会点ととらえ、自らの管轄領域とした。2018年時点で周到に準備、調整された取引条件は、利害関係者であるTOPパートナーのホスピタリティ権に抵触することを避け、ローカルのスポンサーのアクティビティの一環として活用する枠組みも具体化させる等OCOGへの支援を強化した。と、同時に自らの収益性を大幅に改善した。オリ・パラ開催の持続可能性を高めつつ、IOCの財務への影響を改善する役割をホスピタリティ・プログラムの導入と新たなチケット販売方針は果たしたと言えよう。なお、ホスピタリティ・プログラムに関するニュースリリースはCOJOPのホームページ上では一貫して確認できなかった。ホスピタリティは、あくまでもIOCとOn Location社のテリトリーなのである。

図2 ホスピタリティ・プログラムとチケットに関する取引



筆者作成

## 6. 今後の展望

前章文末でホスピタリティは IOC 側のテリトリーだと記したが、最近 IOC が公開した OCOG 編集の OFFICIAL REPORT (2025) でホスピタリティ・プログラムに関する唯一の定量的な実績値が確認できた<sup>xi</sup>。それによると 36 万 5000 枚のチケットがホスピタリティ・プログラムとして販売されたという。チケットの総販売枚数 1213 万枚を分母として構成比を算出すると約 3% になる。また、18 万人が In Venue Hospitality (競技場内のラウンジ) を利用したとのことだ。これらの数値をどう評価するかは難しいところであるが、今後の大会における基準値にはなるだろう。ただし、ホスピタリティ・パッケージから直接生じた収益額に関する情報は公表されていない。

2026 年 2 月 6 日から開催予定のミラノ・コルティナ 2026 のチケット販売は 2025 年 4 月 8 日に始まり、大会公式サイト（英語版 <https://milanocortina2026.olympics.com/en>）で Ticketing（チケット）と Hospitality（ホスピタリティ）というメニューをクリックするとそれぞれの販売プラットフォームに遷移する。この動線はパリ 2024 を踏襲している。チケットの早期割引の購入期限（5 月 6 日）を翌日に控えた 5 月 5 日時点での確認したところ、安く設定された金額のチケットはほぼ購入可能であった。ホスピタリティ・プログラムは Travel Package（トラベルパッケージ）の名称が Overnight Packages（宿泊パッケージ）に変更されたが、大枠での変更は確認できなかった。ミラノ・コルティナ 2026 の開催都市契約の大会運営要件はパリ 2024 と同じ 2018 年版が適用されている。ロサンゼルス 2028 の大会運営要件は現時点では未公表であり、改訂されるかどうか注目される。さらにその先のフランスアルプス 2030 以降の大会に向けてどのような動きが生じるか、IOC、OCOG、On Location 社の動向を注視していきたい。また、パリ 2024 の「大会予算」の最終確定版も今後発表予定とされており、チケット販売に関する詳細な情報が公開されることを期待したい。産業研究としての宿泊業に関する先行研究から、寝食を確保するための手段としての宿泊施設と滞在そのものを楽しむことが目的化する宿泊施設との間に存在する線引きがホスピタリティ性の濃度の違いを表すという示唆を得た。スポーツを観戦する権利を確保する手段としての通常のチケットと観戦体験そのものを目的化させるホスピタリティ・プログラムの違いを考える上で参考になるのではなかろうか。

## 謝辞

本研究は（一社）子ども未来・スポーツ社会文化研究所（FCSSC）2024年度課題プロジェクト研究「パリ・オリンピック2024—commercial/power-gamesの視点から読み解くー」の一環で取り組ませていただきました。研究助成ならびにご助言を賜ったこと、御礼申し上げます。また、ご多忙な折にも関わらず、インタビュー調査を快諾いただいた皆様方にこの場を借りて改めて感謝申し上げます。

## 参考文献

- 藤本倫史・倉田知己・藤本浩由（2023）『ホスピタリティをサービスにいかす スポーツビジネス学』晃洋書房。
- 加藤志郎（2023）『スポーツスポンサーシップの基礎知識と契約実務』中央経済社。pp24-25。
- デロイトトーマツファイナンシャルアドバイザリー合同会社（2024）『令和5年度スポーツ産業の成長促進事業「スポーツホスピタリティ推進事業」成果報告書』。
- アラン・フェラン／ジャン＝ルー・シャペレ／ベノワ・スガン 原田宗彦監訳（2013）『オリンピックマーケティング 世界No.1イベントのブランド戦略』スタジオタッククリエイティブ。
- ジャン・ルー・シャブレ & 原田宗彦（2019）『オリンピック・マネジメント 世界最大のスポーツイベントを読み解く』大修館書店。
- 花内誠・伊坂忠夫（2023）『ASC叢書5 都市とスポーツ』晃洋書房。pp158-181。
- 金子章予（2024）『ホスピタリティ概論 ホスピタリティ研究・教育・産業の現状と未来』学文社。
- 飯嶋好彦他（2021）『ホスピタリティ産業論』創成社。
- 佐々木茂（2023）『ホスピタリティ・マネジメント 第3版』同文館出版。
- 佐々木茂・徳江順一郎・羽田利久（2024）『ホスピタリティ・マーケティング』創成社。

<sup>i</sup> Paris 2024 Organising Committee (March 2025) OFFICIAL REPORT p.214

オリンピック分9,556,792枚とパラリンピック分2,575,875枚の合算は12,132,667枚だが、原文の12,132,647枚を記載。

<sup>ii</sup> [https://www.lemonde.fr/en/sports/article/2024/12/11/paris-2024-olympics-organizing-committee-closes-accounts-with-a-surplus\\_6735960\\_9.html](https://www.lemonde.fr/en/sports/article/2024/12/11/paris-2024-olympics-organizing-committee-closes-accounts-with-a-surplus_6735960_9.html)

<sup>iii</sup> 1ユーロ=1.08米ドル、1ユーロ=160円を換算レートとして用いた。

<sup>iv</sup> <https://www.olympics.com/ioc/news/ioc-announces-new-global-hospitality-model-from-paris-2024-onwards-on-location-appointed-as-global-hospitality-provider-through-to-la28>

<sup>v</sup> パリ2024のホスピタリティの概念は「ホスピタリィ・プログラム」、個別商品は「ホスピタリィ・パッケージ」という用語を用い、東京2020の概念及び個別商品は「ホスピタリィ・パッケージ」という用語を用いた。いずれも参照文書に記載された表記に基づく。

<sup>vi</sup> スポーツホスピタリティガイドブック（令和7年3月 スポーツ庁）[https://www.mext.go.jp/sports/content/20250414-spt\\_sposeisy-000035895\\_01.pdf](https://www.mext.go.jp/sports/content/20250414-spt_sposeisy-000035895_01.pdf) p2.

<sup>vii</sup> <https://www.tourism.jp/downloads/publications/sports-hospitality.pdf>

<sup>viii</sup> <https://inside.fifa.com/organisation/media-releases/on-location-appointed-as-official-hospitality-provider-of-the-fifa-world-cup-26>

<sup>ix</sup> <https://www.olympics.com/en/news/opening-ceremony-paris-2024-games-figures-for-a-historic-evening>

<sup>x</sup> IOC ANNUAL REPORT2021 p.219

<sup>xi</sup> Paris 2024 Organising Committee (March 2025) OFFICIAL REPORT p.176

## <原著論文>

# 電鉄広報誌に見る郊外における「少女」のイメージ —『郊外生活』『山容水態』を通じて— (2024年8月28日受付)

談 載（関西大学大学院社会学研究科マス・コミュニケーション学専攻）

## はじめに

本研究は、宝塚歌劇団における「少女」性の消失の歴史的研究の一部を構成するものである。宝塚少女歌劇団が郊外で成立し、1940（昭和15）年に「宝塚歌劇団」へと改称し、今日まで続けられている。宝塚歌劇団はなぜ都市ではなく、郊外で成立したのか。特に阪神間における郊外は、自然なものではなく、小林一三の「郊外」戦略によって造られたものといってよい。

小林一三の「郊外」戦略とは、箕面有馬電気軌道（以下「箕面電車」）の開業とともに、箕面公園、宝塚歌劇団を通じて文化空間を、そして豊中グラウンドによってスポーツスペースを作り、郊外における健康的、衛生的、文化的生活スタイルを提供する戦略のことを指す。宝塚歌劇団もまたその一環として誕生した。初期の名称が宝塚少女歌劇団であったように、戦前の宝塚歌劇団には「少女」性が求められていた。

そこで、本研究では、郊外と少女の関係、あるいはその二つが節合された結果生まれる意味について考え、明らかにすることを課題とし、その分析材料として、阪神電鉄の広報誌『郊外生活』と箕面電車の『山容水態』を用いることにする。

竹村民郎（2010）においては、阪神間郊外における新しい民主的・社会的女性、特に主婦の役割と消費活動に注目しており、先駆的で数少ない研究であり、また本研究で扱う広報誌『郊外生活』の内容を分析している。そこでは、阪神間における「交通文化圏」の形成とともに、女性たちの生活の場としてその活躍を明らかにしている<sup>1</sup>。しかし、彼は「少女」や「少女文化」について特別に目配りをしているわけではなく、むしろ「主婦」の役割と消費活動を重視しているし、その女性たちが広報誌に登場する意味を考察しているわけでもない。一方、フェミニスト地理学の分野においては女性の通勤行動と居住地選択などの問題が注目され、非対称に構造されたジェンダー関係がどのように空間に映し出されるかを中心に研究が展開されている<sup>2</sup>。もちろん、これらの研究は、日本近代における「ジェンダーと地理」を

<sup>1</sup> 竹村民郎（2010）「文化環境としての郊外の成立」『大正文化 帝国ユートピア』三元社、251～258頁

<sup>2</sup> 吉田容子（2006）「地理学におけるジェンダー研究—空間に潜むジェンダー関係への着目—」『E-journal GEO』第1巻、22～29頁

対象としているわけではない。

また、「少女」に関する研究は、日本近代における「少女」の生成、「どのような文脈上にあり、どのような意味を持つのか、あるいは、表象のあり方や変容の過程、様々な場におけるジェンダー配置の力学を分析する作業」<sup>3</sup>がメインであり、「少女」が郊外という特定の空間と結びつけて考察する研究はこれまで見当たらない。さらに、少女文化研究においては素材として少女雑誌のほかに、例えば吉屋信子の小説などの文学テクストや竹久夢二の図像テクストを用いているが、本論のように広報誌を取り扱った研究もこれまでにはない。

さて、両電鉄の広報誌は日本における大変早い時期の広報誌であり、もちろん電鉄会社としては嚆矢といえる。企業広報の嚆矢は1897年刊行の丸善による『學鑑』とされ、続いて三越の『時好』(1902年)、明治屋の『嗜好』(1908年)とされているので<sup>4</sup>、この両電鉄は、ともに日本の企業広報としてかなり早い時期から広報誌を活用していたことになる。

『郊外生活』では郊外の豊かな自然と文化的生活の象徴として「園芸」が取り上げられるが<sup>5</sup>、それ以外では子ども教育に適当な場所であるポイントも強調している。さらに、「少女」に関する挿絵、「女学生」の写真なども多く掲載している。箕面電車の広報誌『山容水態』もまた、『郊外生活』のほどではないが、郊外で活躍する若い女性や宝塚少女歌劇団の紹介などを行っている。

『郊外生活』及び『山容水態』を通じて「少女」「女学生」の健康的、衛生的な環境で育つべきイメージを作り上げた。あるいは、当時拡大しつつあった「少女」のイメージを利用して、郊外の良さを喧伝していったともいえる。「少女」は男子とは違い、煙灰の都市とは似合わず、緑豊かで、空気も澄んでいる郊外こそが「少女」の精神と身体に良い。さらに、登山、園芸などの活動を通じて「少女」たちの高雅な趣味と強健な体を養う。この郊外の教育環境としての良さは当時、活動力と積極性を求める女性教育の思想と合致した。このようなイメージ形成は後に女学校が郊外への設立あるいは移転を促していく一因ともなった。

## 第一章 私鉄の拡大と郊外

### 第1節 郊外とは

まず、本稿で用いる「郊外」について、いくつかの定義と解説を整理しておく。

若林幹夫（2001）は「ジャーナリズムや現代文化論、文化批評や文芸批評、文学やアートの世界においては「郊外」は単なる場所ではなく、「人びとの生の形や意識、土地や空間の物理的な形態、都心部との地理的関係、そこでの社会的諸活動を支える鉄道や自動車や電話などのメディア等が複合して構成する社会的な場、固有の対象性と属性をもった社会的事実として見出されている」<sup>6</sup>と指摘した。彼は「郊

<sup>3</sup> 水谷真紀（2009）「研究動向 少女」『昭和文学研究』第59巻、84～87頁

<sup>4</sup> 三島万里（2016）「広報誌を読む」文化学園大学紀要47集、2頁  
日枝智樹（2017）「世界の広報史と日本」『広報研究』第21号、8頁

<sup>5</sup> 黒田勇（2021）『メディア スポーツ 20世紀』関西大学出版部

<sup>6</sup> 若林幹夫（2001）「郊外論の地平」『日本都市社会学会年報』第19号

外」の語源を探り、「郊外」を考えるときに、「独立し、完結した」ものとしてではなく、都市と比較的に捉えなければならないと同時に、「もっぱら近代化の過程で社会の地形の中に、社会的であると同時に歴史的なものとして現れた」と指摘した。つまり、「私たちが知るような「郊外」は、近代以降に「近郊」が「郊外化」してゆく、社会の地形の構造的な変動の中から現れたの」という捉え方をしている。

日本の郊外住宅地の嚆矢は、明治40年代から阪神間で阪神電鉄と現阪急電鉄によって、健康的な郊外生活を謳って競うように開発されていった分譲住宅地に見出すことができる<sup>7</sup>。若林によると、「これらの住宅地は単なる「近郊の住宅地」として開発されたのではなく、都心部の環境の変化やそこで働くホワイトカラー層の増大を受けて、固有の意味を帯びた場として生産され、その後の日本の郊外開発におけるモデルとなっていました。そしてその時、郊外開発の「軸」をなしていたのが、阪神、阪急、玉川電車、目蒲線等、都心から近郊へ延伸していった郊外電車であった。こうして日本において「近代都市」が成立していったこの時代に、日本における「郊外」の原トポスが成立し、集合的な現象として東京・大阪周辺に生み出されていったのである。」

若林の分析から、「郊外」の特徴について、次のようにまとめることは可能だろう。まず、鉄道によって都心と結ばれ、通勤と通学可能ということは重要な要素である。そして通勤・通学のために交通費を払える新中間層が選び出され、職住分離の生活を送るようになった。そして、同時に、通勤・通学によって、清潔な環境で生活し、都心で仕事するという健康的なライフスタイルが実現、郊外を商品として売り出す可能性を作った。「郊外」というのは、都市部から離れた場所を指すというより、新中間層が美しい環境で生活し、鉄道を利用し、都心で仕事するという健康的なライフスタイルを享受できる場所を指していると考えられる。

山田賢治・松田敦志(2008)「郊外の形成」にも、空間としての郊外の形成について同様の考察がある。

山本・松田によると「日本では、都市は経済発展の舞台であって、住宅をはじめとする生活環境に重点を置いてこなかった」がゆえに、「日本近代都市の形成過程において、工業化の進展と都市問題の激化の中で、勃興しつつあった都市の中産階級に良好な住宅地を提供するために、漸次郊外住宅地が形成されていった」とする。彼らによると、郊外化の実現には二つの要件がある。まずは「郊外化の主人公となった都市の新中産階級の出現」、二つ目は「郊外化を事業経営として推進した私鉄の戦略の存在」である。さらに、山本・松田は、「最初は、通勤するための費用や住宅費を負担できる人は限られており、富裕な階層の人びとがまず郊外住宅地に脱出していき、その後に次第に多くの人びとが郊外住宅地で生活をするようになっていく」と、郊外化のプロセスは、富裕なブルジョア階級から始まり、その後に大量に形成されたホワイトカラー層(都市新中間層)が都市近郊に住宅地を求めるようになると指摘している<sup>8</sup>。

本稿においては、上記の研究によって言及された「郊外」の定義を用いる。さらにそれらの研究が日

<sup>7</sup> 鈴木博之(1999)『<日本の近代10>都市へ』中央公論新社、229~241頁

角野幸博(2000)『郊外の20世紀:テーマを追い求めた住宅地』学芸出版社、36~64頁

<sup>8</sup> 山田賢治・松田敦志(2008)「郊外の形成」浅野慎一・岩崎信彦+西村雄郎編『京阪神都市圏の重層的なりたち—ユニバーサル・ナショナル・ローカル—』22~23頁

本の「郊外の誕生」として想定したまさにその空間こそが、20世紀初頭から20年代にかけて作られた阪神間の「郊外」空間であり、本稿の対象とするところである。

さらに付言すれば、20世紀初頭にE.ハワードの「田園都市」論が日本に紹介されたことによって、大都市近郊に環境良好な都市をつくるという考えが日本にも生まれた<sup>9</sup>。両誌においてE.ハワードに直接言及するところはないが、間接的な影響があったことは間違いないのだろう。

## 第2節 私鉄の歴史

一方、前述の「郊外」を成立させた「私鉄沿線」の整備はいつごろから行われたのであろうか。片木篤<sup>10</sup>によると、1887（明治20）年に制定された私設鉄道条例（1900年私設鉄道法となる）の下で、九州鉄道、山陽鉄道、関西鉄道、北海道炭礦鉄道などが設立された。しかし、1906年（明治29）公布された鉄道国有化によって規制が厳しくなり、その後の私鉄の出願が途絶えた。さらにその後、「鉄道国有化法と私設鐵道法下での「私鉄」の出願はなくなったが、路面電車と同じ軌道条例（1890年制定、1921年軌道法となる）に準拠した「インターアーバン」（都市間電気鉄道）の敷設を目指む者も現れた」とする。阪神電気鉄道は「ほぼ全線を専用軌道として、軌道条例準拠の特許を得て、1905年大阪出入橋～神戸三宮駅間を開業」させた。京阪電気鉄道も、箕面電車、兵庫電気軌道、大阪電気軌道も同様の手法で相次ぎ開業させている。

本稿の論旨に直接関わる私鉄は、1905年開業の阪神電鉄、1910年開業の箕面電車（現阪急電車・宝塚線）である。

竹村民郎（2012）は文化環境としての郊外の成立について、阪神電鉄のPR誌『郊外生活』を材料として明らかにしている。竹村によると、「阪神間についていえば、阪神、阪急、官線沿線の宅地開発の進展とともに、ゴルフ場、ホテル、宝塚少女歌劇などのレジャー施設や、個性的な美術館群が出現した。私鉄沿線の各地に宝塚音楽歌劇学校（1918年）、甲南女学校（1920年）、七年制の甲南高等学校（1923年）、関西学院（1929年）、神戸女学院（1933年）などもあいついでつくられたことも、阪神間の社会的、文化的地位を高めた」として、宅地開発とともに、私立学校の存在が郊外の価値を高めたと指摘している<sup>11</sup>。

1920年代以降、私鉄沿線の郊外に、実際に多くの私立女学校が設立、または移転していくが、本稿では、それ以前に、1910年代に、阪神電鉄の広報誌『郊外生活』と箕面電車の広報誌『山容水態』において、一般の人々に郊外生活を薦める言説の中で、郊外と子ども、特に少女が関連付けて描写され、イメージされるのかを考察していく。

<sup>9</sup> 日端康雄（2008）『都市計画の世界史』講談社現代新書、202～214頁

エベネザー・ハワード著・山形浩生訳（2016）『〔新訳〕明日の田園都市』鹿島出版会

東秀紀・風見正三・橋裕子・村上暁信（2001）『「明日の田園都市」への誘い—ハワードの構想に発したその歴史と未来—』彰国社

<sup>10</sup> 片木篤（2017）『私鉄郊外の開発と生活—空間の再編』片木篤編『私鉄郊外の誕生』柏書房

<sup>11</sup> 竹村民郎（2012）『阪神間モダニズム再考』株式会社三元社、143頁。原典での西暦年の表記は漢数字であるが、本稿は横書きのため便宜的にアラビア数字で表記する。

## 第二章 『郊外生活』と少女のイメージ

阪神電鉄は、1914年に『郊外生活』を出す前に、1908年に『市外生活のすすめ』という広報書籍を出版している。ここでは関西の医者に健康な暮らしをするために「市外生活」を薦める文書を集めている。大阪と神戸の二都市を結ぶ「都市間鉄道」として開業して3年、少なくともこの段階で明確に、その間での「郊外開発」を意識していた。

その五年後、箕面有馬電気軌道(箕面電車)も開業した後、阪神電鉄は名称も「市外」ではなく『郊外生活』として、郊外に乗客を招き、さらに定住させるために郊外の良さを広報する雑誌を刊行した。さらに箕面電車も1913年に『山容水態』を刊行するが、この両誌が、本稿の対象である「少女」や「女学生」をどのような文脈で、そして文章だけでなく、写真や絵画を通してどのように表現したのだろうか。

ただし、本稿で扱う「少女」については、これまでの少女文化研究で用いられた概念に基づく<sup>12</sup>が、対象とする広報誌は少女専門誌ではないので、当時の編集側もそれを意識していたわけではないだろう。したがって、紙面上の明らかに「若い女性」とされる写真や挿絵を考察の対象としながら、「少女」性に関する考察を進めていく。

### 第1節 『郊外生活』

阪神電鉄が初の都市間私鉄として1905(明治38)年開業して、郊外の開発と乗客の誘致に取り組んだ時期、その広報誌『郊外生活』において、郊外と少女、女学生はどのように表象されたのか。

『郊外生活』には、子どもの教育に関する直接的な宣伝以外に、「少女」、「女学生」の要素が所々に出現している。『郊外生活』が刊行された1914年にはすでに「少女」という言葉が定着し、その内実も「可愛らしい」「あどけない」などに方向づけられてはいた。山戸依子によると、女学生は少女の先立つ形である。「少女はまず女学生という形で用意され、明治後期、雑誌の読者カテゴリーとして囲い込まれる形で誕生した。大正期以降増大の一途を辿る女学生層とその予備軍をターゲットに少女雑誌は成長し、「少女文化圏」ともいすべき独自の領域を形作っていく<sup>13</sup>」とする。

この広報誌が出る時期には、いくつかの女学生向けの雑誌も出され上記の「少女文化圏」は形成されつつあった。ただ、本研究が扱う広報誌にまでこうした文化圏が拡大していたわけではないし、そうした研究もない。まさにこうした少女文化圏を背負う「良家の子女」たちのイメージが形成されつつあった時に、郊外の宣伝にその文化圏の要素が使用されたという点にこそ注目すべきである。つまりここでは商品としての「郊外」に少女が結びつけられたのである。

### 第2節 教育に最適な場所としての郊外

阪神電鉄は、先に触れたように、開業3年後の1908(明治41)年に、「神戸の都市内に住む富裕のサ

<sup>12</sup> 本田和子 (2012)『女学生の系譜・増補版：彩色される明治』青弓社

今田絵里香 (2007)『「少女」の社会史』勁草書房

<sup>13</sup> 山戸依子 (2006)「日本の「少女趣味」の誕生—「少女」の共同体とその欲望—」『表現文化』第1号、107~130頁

ラリーマン層」向け、高田兼吉編集『市外居住のすゝめ』を刊行し、阪神電鉄沿線の「郊外(市外)」への移住を、ここでは医学の立場から勧めている<sup>14</sup>。そして電鉄経営が軌道にのった 1914 年には、「阪神電気鉄道の娯楽機関の経営および土地家屋の賃貸兼営」という経営方向を受けて、『郊外生活』が「今西林三郎主導のもと当時の運輸課長太宰政夫編集により 1914 年、1915 年の 2 年間計 22 号が刊行され、太宰の阪神電気鉄道退社によって終了した」<sup>15</sup>。

『郊外生活』には主に「郊外生活の魅力を語るに必須と思われた「園芸」の記事や「宅地」についての記事」<sup>16</sup>を掲載しているが、同時に郊外が教育に適していることも宣伝している。

『郊外生活』のほぼ毎号の扉には、阪神沿線が郊外教育の最適場所であると謳う広告が掲載されている（図 1）。

お子達をよく教育なるには阪神沿線が最も適當であります

山は崇高なる人格を作ります

海は不斷の活動を教えます<sup>17</sup>

阪神電車沿線への移住を勧めるために、『郊外生活』は梅田・神戸の間の沿道貸家一覧表をも備え付けている。引っ越しの際に電車で家具の無料輸送も行っている。これに合わせて、回数券の普通回数乗車券、幼老回数乗車券、市街回数乗車券の三種と定期券普通定期乗車券、學生定期乗車券二種の運賃を紹介している。普通定期券は一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月以外に、一ヶ年もあるのに対して、學生定期券は一ヶ月、三ヶ月、六ヶ月しかなかったが、1918 年 7 月 6 日に定期券規程及回数券規程により、學生定期乗車券運賃は全て普通的乗車券運賃の二割五分引きとし、且つ従来の三種類定期券以外に一年分も設けられたと当時の新聞も報道している<sup>18</sup>。

「お子達をよく教育なるには阪神沿線が最も適當」と宣伝しているように、『郊外生活』は挿絵以外に、教育の適地としての郊外について伝えようとしている。第 1 卷第 4 号には谷本梨庵の「價值顛倒」という文章を載せている（図 2）。

中には「尚ほ出來べくんば此處芦屋とか又魚崎などいふ健康第一の地に、西洋流の寄宿學校即ちポールヂング・スクールが設けられたら便利と考へる、それは格別大仕掛たるを要せず、寧ろ設備周到を望む者で、主として上流の子弟の爲にする、但し一般に體質脆弱な子女には小學時代でも郊外に於て林間

<sup>14</sup> 黒田勇（2021）『メディアスポーツ 20 世紀』関西大学出版部、112 頁

<sup>15</sup> 永藤清子（2007）「阪神電気鉄道の発達と阪神地域における郊外生活の形成」『甲子園短期大学紀要』（26）、13～20 頁

<sup>16</sup> 黒田勇（2021）『メディアスポーツ 20 世紀』関西大学出版部、116 頁

<sup>17</sup> 郊外生活編集部（1914）『郊外生活』第 1 卷、第 5 号、扉

<sup>18</sup> 東京朝日新聞「定期回數券規程改正」1918 年 7 月 6 日付

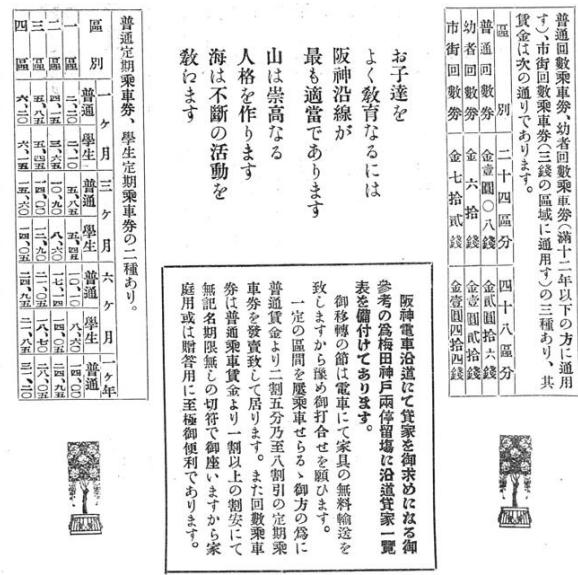


図 1

に教授するが可なりとは最近教育思想であれば」とある。

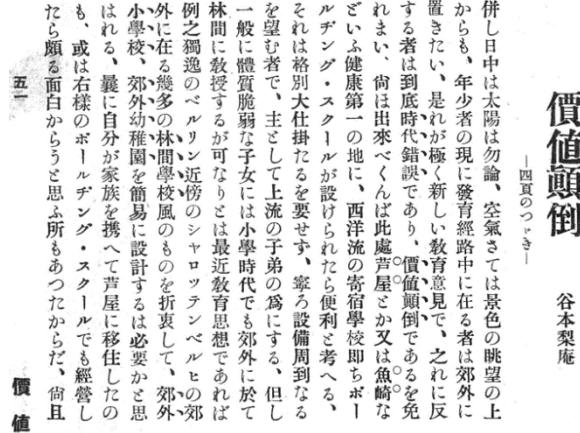


図 2

この筆者谷本梨庵とは、谷本富のことであり、

1867（慶應 3）年生まれ、東京帝国大学文科大学でヘルバート教育学を学び、1890（明治 3）年卒業。1900（明治 33）年に欧州に留学し、1903（明治 36）年に京都帝国大学理工科大学の講師となった。1906（明治 39）年京都帝国大学文科大学の教授に就任したが、1913（大正 2）年に澤柳事件で京都帝国大学を退任し、龍谷大学に転じた<sup>19</sup>。

谷本の教育思想は 4 期に区分できるとされ、第 1 期はヘルバート教育学の導入と普及の時代、第 2 期は国家主義教育の提唱、第 3 期は欧米新教育思想の導入、新教育思想理論の提唱、第 4 期は体系的教育学の確立である<sup>20</sup>。森山によると、谷本は理想とする教育のモデルを「田園教育舎系の理想的な新学校」<sup>21</sup>に求めた。

さらに、渡邊隆信（2000）によると、ドイツ田園教育舎系起源であるイルゼンブルクの創立者リーツは「①大都市でなく田園（Land）で、②知的な教授よりも人格的な教育（Erziehung）を重視し、③通学制の学校でなく寄宿舎（Heim）において生活共同体を形成する、という 3 つのコンセプトに基づいて教育を実践しようとした」<sup>22</sup>。

山名淳（1998）によると、リーツの教育舎は「交通の網目が外部との接続を保証しうることを前提としてはじめて、隔絶された「教育島」が演出されたのだ」と鉄道の重要性を説明している。「リーツが教育舎における教育活動の実践に関して強調するのは、まさに教育舎が物理的には大規模都市から遠くにありながら、鉄道網を利用することによってそこからの接続も容易であるということであった。大規模都市はリーツが理想的な教育の場の対極に位置する禁忌すべき場とみなされたが、教育舎における教育の対象となるべき子どもたちとして彼が想定していたのもまた、ほかならぬ大規模都市で生活する子どもたちであった」<sup>23</sup>。

谷本が求めたこの田園教育舎系の学校のコンセプトは「価値顛倒」における主張と一貫したものとなっている。彼は 1912（大正 2）年に澤柳事件で京都大学を辞任したが、2 年後の 1914（大正 4）年に『郊外生活』においてこのエッセイを発表した。少なくともこのエッセイを見る限り、「郊外小学校、郊外幼稚園を簡易に設計するは必要か」「ボーディング・スクールを経営したら頗る面白からう」などと、自らの

<sup>19</sup> 菅生均（1996）「谷本富の手工教育論に関する一考察」『熊本大学教育学部紀要』第 45 卷、117～133 頁

<sup>20</sup> 森山賢一（2003）「谷本富の新教育思想——体験、手工科教育論にかかわって——」『産業教育学研究』第 33 号、第 1 号、38～39 頁

<sup>21</sup> 同上、38 頁

<sup>22</sup> 渡邊隆信（2000）「田園教育舎運動の史的再構成——「ドイツ自由学校連盟」の創設と活動に着目して——」『教育学研究』第 67 卷、第 3 号、322～332 頁

<sup>23</sup> 山名淳（1998）「ドイツ田園教育舎にとって鉄道とは何か——ハウビンダ校の隔絶性に関する一観角」『教育新世界』第 24 卷、第 2 号、30～39 頁

研究で追及した理想の田園教育の場所を、阪神間の郊外に求めようとしていたのである。さらに付言すれば、谷本自身も読者も、そこで行われる教育を受ける「子女」たちは、都市中間層、あるいは上層の少年、少女であると想定していたであろう。

### 第3節 郊外と「少女」

『郊外生活』には、上記のような理想の教育の場としての郊外の描写だけではなく、郊外に住む少女、女学生の生活写真も掲載している。例えば第1巻第6号に医学博士の菊池常三郎が郊外に引っ越しする前とした後の生活を紹介する「西の宮に来るまでと来てからと」<sup>24</sup>という一篇が掲載されている。

菊池常三郎は、『近畿医家列伝』(1902)によれば、西宮回生病院を創設した初代院長である。彼は1881(明治14)年に陸軍省第1回委託生として東京大学医学部を卒業した。1886(明治19)年にドイツに留学し、帰国後は陸軍軍医学校外科学教員、東京衛戍病院長<sup>えいじゅ</sup>を兼務した。日露戦争には軍医として参加し、退職後は兄の菊池篤忠とともに回生病院を創立し、外科医長を務めた。1907(明治40)年に西宮回生病院を創設した。菊池は『実用外科各論』4巻を著し、消毒繃帯を発明した。この消毒繃帯の発明は当時の防腐外科において軍人外科の一大進歩であったとされている<sup>25</sup>。

菊池が喘息のために健康に良い永住の地を探す顛末について語った部分を以下にまとめる。

最初は浜寺にしたが風が強くて諦め、尼崎は海水が濁っているから好ましくなく、次に鳴尾から今津、今津から西宮まで歩いて探した。西宮の後も打出、芦屋、深江、魚崎、住吉、御影まで足を伸ばしたが、結局は西宮を決めたという。「武庫川から押し流された川砂が遠く海の中に突出てゐるから、大阪からの悪水はこの床にぶつかつて沖へ出てしまふ」ので、大阪の悪水が西宮には来ない。

さらに、彼は日露戦争にいく汽車の中で、「ばったり出逢ったのが阪神電車の今西林三郎君だ、その時に今西君に向かつて早く夙川にも電車停留場を設けて貰ひたいという注文を出した處が、あの邊に住めるやうな處がありますか」といつて今西君は不審相な顔をしてゐた」が、戦争が終わって夙川に出かけてみると、今西と大林二人が既にこの近所の土地をすっかり買ってしまっていた。

以上のような話自体が阪神電鉄沿線の郊外を適切に紹介するものとなっているが、菊池が西宮を選んだ理由は、「まず西風が近い所の煤煙を東へ吹いていくこと、次に六甲風が一度裾に突き当たって、気勢が殺されてしまう」だとする。さらに、夙川の土地の話も郊外の住宅地として最適であることを暗に示す分となっている。

<sup>24</sup> 菊池常三郎 (1914) 「西の宮に来るまでと来てからと」『郊外生活』第1巻、第6号、2頁

<sup>25</sup> 古屋照次郎 (1902) 『近畿医家列伝 前編』大阪史伝会、ろ202-ろ206頁



図 3

さて、少女についてであるが、同号において、銀冠郎という筆名の筆者が第三者の角度からも菊池の生活を紹介する「菊池博士の家庭生活 主人の園藝と夫人の養蠶」<sup>26</sup>という一篇が掲載されている。西宮での郊外生活の充実ぶりを紹介しつつ、菊池博士の娘たちの写真も掲載している(図3)<sup>27</sup>。写真についての説明文「九頁の寫眞は令嬢、向かつて右は千代子さん、中は博子さん、左は綾子さん」では「令嬢」という言葉が使用されている。真ん中の洋装を着ている博子はまさに少女のイメージのままである。と同時に、著名な医学者が健康的な郊外に住み、そしてそこに少女たちの図像でその健康的で豊かな生活を表現していると言えよう。

次に、中田捨松は『郊外生活』第1巻第5号の「郊外の家から妹に」という文章において、妹に郊外における生活を紹介するという形式で郊外の生活を称揚している(図4)。中田は阪神間の「郊外」のいすれかから阪神電車で神戸まで通っている。そして「その余暇には庭の草花の世話をしてその花に就いての詩や物語を調べて極めて満足な生活をして居ます。春は過ぎます、すでに葉穂

此花は英國では到る處庭園を賑はして居るさうです、そして花の色は薄緑を帯びた白色で、何か心配して居る人の頬の様に人に物思はする様な淋しい花ですが、小さき首をもたげかねた風情は優しい心の少女にも似て、眞に人に云ふことのできぬ善い感じを與えます<sup>28</sup>。

ここでは、花が風に吹かれて揺れる姿を少女の比喩としているが、少女という言葉によって、「花のよう」に可愛らしく、初々しく、潔白である」というイメージを伝えようとしたのだろう。雪の花とは、茎がすらりと伸び、小さい白い花が下向きに咲くスノードロップのことであろう。少女の恥じらいのあるイメージとの連想かもしれない。最後の詩人ジョンキーゾルは、ジョン・キーツであると考えられる。中田捨松という筆名の人物を特定はできなかったが、この妹への文を書く中田捨松が誰にせよ、この時代に英文の詩を読む知識と能力を持っていることが伺われる。そうした教養をもった人物が郊外に住み、

郊外の家から妹に  
中田捨松 兵庫郵便局

郊外の家へ移住してから早數ヶ月になりました。  
朝に夕に電車で神戸に通つて居ます。そして餘暇には庭の草花の世話では、その花に就ての詩や物語を調べて極めて満足な生活をして居ます。春は過ぎます、すでに葉穂

の美しい頃になるのでさう。此頃は小さな可愛い鳥が庭に集まらへました。私は鳥の名を知りませぬが村の人達はそれをビゴダム云つてゐます。少し季節遅れですが今日は蝶の花に就ての詩を書きまずから讀んで下さい。  
此花は英國では到る處庭園を賑はして居るさうです、そして花の色は薄緑を帯びた白色で、何か心配して居る人の頬の様に人に物思はする様な淋しい花ですが、小さき首をもたげかねた風情は優しい心の少女にも似て、眞に人に云ふことの出来ぬ善い感じを與へます。英國では私等の梅の花に対する懐な氣分で此花を賞します。ジョンキーゾル云ふ人が此花を歌つた詩を次に書きます。

露に濡れた草の誇なる  
春の緑と童貞の  
白き齊きの衣着て  
めでたき年の初の花

図 4

<sup>26</sup> 銀冠郎 (1914) 「菊池博士の家庭生活 主人の園藝と夫人の養蠶」『郊外生活』第1巻、第6号、6頁

<sup>27</sup> 同上、9頁

<sup>28</sup> 中田捨松 (1914) 「郊外の家から妹に」『郊外生活』第1巻、第5号、62頁

その妹について表現することで、ここでもその妹の階層性を帯びた「少女性」と郊外が関連付けられている。

『郊外生活』には少女をイメージした挿絵が多く掲載されているが、「郊外」の文化をもっとも象徴的に表現したと思われるが、第1巻第8号の裏表紙である(図5)。洋装のワンピースに帽子、洋式の二つ結びの髪型をした女学生たちが六甲山へとハイキングに向かう写真である。

そして、そこには女学生の会話が添えられている。

「——いゝお天氣ね！  
——そして、いゝ土曜日ね！  
——そして、いゝお山だこと！  
——私は疲れはしないでせうか？  
——疲れてもほんの少うしてせうよ。  
——阪神俱樂部で休んだら、そして、お山の上のいゝ景色を一目眺めたら、私達の元氣はすぐ恢復しますわ。」<sup>29</sup>

この会話は現実の阪神間の女学生たちのものかどうかは別にして、少なくとも、当時の会話体として社会的上層の人々のものと認識されていた語法で表現されている。すでによく知られるように「女学生」の言葉は文学の中にも明治中期に出現し、次第に意識されるようになり、先述の通り女性雑誌の広がりとともに少女雑誌文化圏で広く使われるようになる<sup>30</sup>。

大阪で発行される電鉄広報誌の中でもこのような言葉づかいが使用されたことで、郊外の魅力と女学生を節合させようとする意図は見て取れよう。

他にも、第1巻第7号の40頁の挿絵は洋装のワンピースの女性二人が阪神沿線大石の海岸を散歩しているような写真である(図6)。このうちの右側の女性は成人女性のように読み取れる。左の若い女性も先の女学生たちよりもすこし上の年齢かもしれない。先の女学生が活発に山に向かいハイキングをしているのに対し、海辺で散策、あるいは佇むように見える姿からは、落ち着きを読み取り、読者は、その落ち着きと服装から見て裕福な階層の若い女性であると読み解くかもしれない。どちらにしろ、郊外の山や海という景色の中に少女、あるいは若い女性を配置することで、その自然の豊かさと清純さ、健康さなどを節合させようとした図像である



図5



図6

<sup>29</sup> 郊外生活編集部 (1914) 「六甲へ」『郊外生活』第1巻、第8号

<sup>30</sup> 中村桃子(2006)「言語イデオロギーとしての『女言葉』—明治期『女学生ことば』の成立—」日本語ジェンダー学会編『日本語とジェンダー』ひつじ書房、121~138頁

と言えよう。

#### 第4節 挿絵の中の少女

『郊外生活』の中には、郊外という文脈と直接関係がないと思われるがいくつかの「少女」や子どもの絵が掲載されている。



図 7

まず、  
第一巻第  
五号、八  
号、九号、  
さらに第  
1巻第4  
号の裏表  
紙では、  
踊ってい  
る少女、

花を見て憂いを見せる少女の挿絵を掲載している（図7）。それが少女であると読者が意味づけることができる原因是、花、トンボ、蝶々などのモチーフと、踊っている活気あるポーズなどからと考えられる。この意味作用について神野由紀（2014）は、『少女の友』（1909年～1955年）『それいゆ』（1946年～1960年）『ひまわり』（1947年～1952年）333冊の少女雑誌を調査し、「挿絵の衣服やインテリアなどに描かれた模様は、花柄、動物、フルーツ、リボンなどが多く見られ、さらに星柄やドットなどがこれに続いた」と指摘している。

『郊外生活』に掲載されたそれらの模様について、以下、神野の議論にしたがって考察する。花模様については、「少女=可憐に咲く花というイメージ図式は、古屋信子『花物語』に代表されるように、繰り返し少女雑誌に登場する。中原淳一も、花言葉、花占いなど、花にまつわる付録を多く制作している。特に様々な洋花は、それまでの古風な花鳥風月とは異なるイメージをつくりだし、可憐な少女の象徴としてイラストの少女の背景や紙製品の模様として頻繁に用いられ」<sup>31</sup>たとしている。さらに、フルーツ模様も「当時少女を表す色であった赤色、そしてその丸味を帶びた単純なフォルム、甘いイメージなどが、少女を表象するのに適していた」<sup>32</sup>としている。

一方、動物模様については「可愛らしく単純化され、幼児性を帶びた形態となっている。少女期それ自体、幼児から大人へ移行する間の猶予期間として位置付けられ、肉体的に成熟してもなお、大人に組み込まれることを拒むという、特殊な時期あると考えるなら、少女たちの大人になりたくない心理をよ

<sup>31</sup> 神野由紀（2014）「近代日本における少女的表象の生成について—商品デザインの特徴分析から—」『デザイン理論』第63号、17～32頁

<sup>32</sup> 同上

く表している」<sup>33</sup>と考察している。

以上の神野の議論は、1909 年代以降の「少女雑誌」の分析であるが、その最初期の電鉄の広報誌においても、扉頁の挿絵も花、蝶々などのモチーフ、丸みを帯びた絵画の線などを通じて少女性が表現され、利用されていたと考えていいだろう。

このような挿絵は、ほかにもいくつかの例がある。『郊外生活』第 1 卷第 6 号の「小供のうた」の挿絵、第 2 卷第 6 号の「子供の唄」の挿絵と第 2 卷第 8 号の「十五夜のお月様」の挿絵である（図 8）。ここでは、これまでに紹介した西洋的な少女の挿絵とは異なり、着物を着た「子ども」の姿が描かれている。ただ、これにしても、従来の「童歌」ではなく、「子供のうた」としている点で<sup>34</sup>、その後の「赤い鳥運動」にもつながる新たな「子ども」観や教育観を垣間見ることができる。



図 8

## まとめ

さて、『郊外生活』の中にはどのような「少女」像が描かれたのかをまとめる。

まず、少女たちは、菊池などの知識人あるいは新中間層の家庭の「子女」であり、西洋式のドレスを身に纏っている。「少女」はモダンで、ファッションにも関心があるものとして 描かれる。さらに、登山、ハイキング、散歩など身体的な動きにも「少女」は結びつけられ、生き生きとして、健康的な印象を与えていた。「少女」の挿絵には、蝶々、リボン、花などのモチーフが添えられ、踊っているポーズからは繊細、脆弱ではなく、快活なイメージを作り上げている。

このように、『郊外生活』はモダンで健康的な少女像を表現し、一方で「少女」の活動を保証する空間として、澄んだ空気と豊かな植物のある自然豊かな郊外を提示する。こうして「少女」のイメージと「郊外」のイメージが結びつけられ繰り返し表現されることによって、「健康」「快活」「清潔」などの意味が両者で共鳴することになったのである。

<sup>33</sup> 同上

<sup>34</sup> 周東美材(2015)『童謡の近代』岩波現代全書

### 第三章 『山容水態』と少女イメージ

『山容水態』ははじめ 1912（大正元）年 9 月に単独刊行の写真集として発刊、のち 1913 年 7 月より月刊誌化された。箕面有馬電気軌道沿線の住宅地宣伝、販売するための『山容水態』は、『郊外生活』のように園芸などの郊外での生活に関する記事ではなく、主に箕面電車沿線住宅地の売却を目的とする記事広告を多く掲載している。宅地の予約売却、貸家の紹介、電車賃金割引、新築落成案内などの広告が随所に見られる。

阪神電鉄の『郊外生活』が郊外に移住した都市「中産階級」の家庭生活の様子を主に紹介するのに対して、『山容水態』は俳句和歌、伝統文化に関する記事、名士の回遊エッセイなどを通じて郊外への移住を進めるが、ここでは健康志向だけではなく、「風雅」であることも強調している。『山容水態』においては家庭、子どもに関する内容は多くはなく、これが『郊外生活』との大きな違いとなっている。

#### 第1節 『山容水態』に描かれた女性の特徴

それでは前章で明らかにした「少女」性はどのように表現されたのだろうか。『山容水態』には若い女性の写真及び挿絵も掲載しているが、これらの写真と挿絵は、『郊外生活』における少女と女学生の写真とは違い、和装の女性を主に描いている。例えば、1913 年 11 月号の 2 頁（第 1 卷第 5 号）「みのおのもみぢ」には着物を着た女性の写真 2 枚が掲載されている（図 9）が、左は、晴着を着た女性と少女、右の「箕面公園瀧見茶屋」では袴姿の女学生が写っている。



箕面公園の晴着の女性と少女



箕面公園瀧見茶屋の女学生

図 9

1914 年 2 月号（第 1 卷第 8 号）の裏表紙に舞妓の写真があり、3 頁には「寶梅園」の紹介として梅の枝を持っている若い女性の写真がある（図 10）。

これらの写真に登場する女性はすべて和服である。郊外の自然溢れた行楽地を紹介する際に、そこに女性を配置する手法は『郊外生活』と変わらないが、その女性たちは和装であり、『郊外生活』に描かれた躍動的な若い女性たちとは対照的である。



図 10

これについては、多くの表紙画と挿絵を担当していた森田久の絵からも、『山容水態』の特徴を考察することができる。森田久は若い娘を主題とする絵を多く描いている。例えば 1915（大正 4）年 10 月の第 3 卷第 4 号の裏表紙、同年 11 月の第 5 号の挿絵「紅葉狩」、1916（大正 5）年 1 月の第 7 号の挿絵「寶塚圖書室にて」、同年 6 月第 10 号の裏表紙及び挿絵「涼しき夕」、いずれも着物を纏う和風の女性である（図 11）。

森田久は『山容水態』だけではなく、1918（大正 7）年『歌劇』が創刊されてから 1925（大正 14）年まで多くの表紙画及び挿絵を担当し、また、宝塚少女歌劇団の舞台装画も担当していた。『歌劇』における森田の絵は洋装のモダンな少女が多いのに対し、『山容水態』においては物静かな和風の女性が多い。少なくとも、1918 年までの『山容水態』刊行初期においては、女性は和装で描かれるというのが特徴と考えてよいだろう。

ただ、これらの挿絵では和装であっても伝統的な日本髪は一枚だけで、若い女性にとっての流行の髪型で描かれ、さらに、図書室で本を読む少女、紅葉を鑑賞する少女など、教養ある階層の女性のイメージを表現している。



図 11

## 第2節 郊外住宅としての池田

小林一三は、箕面電車の郊外開発の手始めとして池田の「室町住宅」に分譲住宅を販売している。津金澤は「小林一三は別荘族のぜいたくを批判し、これらは対象外として、むしろより所得の低い中流層の潜在需要をいかに引き出すかに狙いをつけ、期待をかけた」<sup>35</sup>と評価しているが、以下の掲載記事から見ると、やはり高級で文化的な郊外住宅の生活を描いている。その中で、文化的な郊外生活を表現する際には、やはり若い女性は大きな役割を果たしている。

その中では、『寶塚の歌劇少女』(1923年)の編著者である橋詰せみ郎が筆名「せみ郎」として「池田の京こゝろ 室町にて<sup>36</sup>」という文を書いている。

水は澄み切つて、イモリの横腹から脇入れのやうな赤いのがチラチラ見える、朝稽古の合せ琴が低く、高く、隣の家から響き出した、暑がりの鶴ちやん千代ちやんと思はれぬまでに涼しい音色だ……  
 秋艸の露しげくおつる、木の葉の梯<sup>きざはし</sup>に、積れと誰かわらはん……、秋意既に此少女をも動かして、  
 早くも秋の吟<sup>すさみ</sup>をなさしめて居る、實にも實にも静かな朝の此の色、此の氣、ヤツバリ池田は攝北の京

<sup>35</sup> 津金澤聰廣(2018)『宝塚戦略 小林一三の生活文化論』吉川弘文堂、68頁

<sup>36</sup> せみ郎(1913)「池田の京こゝろ 室町にて」『山容水態』第1巻、第3号、4~5頁

都だと私はひとり口吟ながら歩き出した

このように、「室町住宅」の様子を、隣の家の少女たちの朝稽古の琴の音などに触れ、その風景を好ましい郊外の姿として描いている。さらに、自然の豊かさに加えて文化的な町であることも強調し、池田の地を「北摂の京都」ともちあげている。

さらに、『山容水態』(第3巻第3号、1915年9月)でも、松本弦山の「池田から」という隨筆を掲載している。ここでは、「少女」という言葉は使用していないが、女性を花に例えている

なぞら  
センチメンタルな S 君ならずとも人に花を擬へ、花に人を偲ばずには居られません。——私は最近、  
極めて純な意味に於て此の池田から美女傳中の人として三人を擧げたことがあります、六番丁の佐々  
木庸子夫人、七番丁の太田千代子嬢、二番丁の吉岡千種嬢、其の中、千代子さんには一度、庸子さん  
には二度、千種さんには三度お目にかゝつて泌々然う感じたのですがこれを今いつた三つの花に例へ  
ますれば果して純が何の榮ある花を引き當てるでせう乎。

(中略)

ぎやうぜつ  
千種さんのかう無邪氣で饒舌なところは眼覚めたばかりの朝の小鳥に似、姿は云ふまでもなく紫の  
朝顔の、露の香の涼しく潤んだ双眸には浪速畫壇の才媛として無限の希望が輝いて居ります。その繪  
皿に浸けた筆の穂を、朝顔の薔と見るのも恰好であります<sup>37</sup>。

上記の文章は単に室町に住む美人たちを花にたとえて称賛しただけではない。なかでも、吉岡千種を才能ある美術家として取り上げている。千種は1895年に大阪市に生まれ、米国に留学後、府立清水谷高等女学校に在学、東京で3年間池田蕉園に師事した後、1915年に帰阪した。この記載は、池田・室町にある叔父の吉岡重三郎の家に住み、文展出品の《針供養》を製作していた頃である<sup>38</sup>。彼女の叔父の吉岡重三郎は当時の箕面電車に所属し、豊中グラウンドで全国中等学校優勝野球大会実施の発案者の一人で、のちに宝塚歌劇団の会長を務めた。

このように、「池田から」においては、美しい女性三人が住む町として池田という郊外の住宅地の価値を強調している。とりわけ、吉岡千種についての描写は、無邪氣で、澄んだ瞳を持つだけではなく、モダンで、聰明で、芸術気質のある少女のイメージを強調することで、それと郊外の自然の豊かさや清潔さを節合しようとしている。

### 第3節 『山容水態』の中の宝塚少女歌劇団

『山容水態』は箕面電車沿線全体の広報誌であり、宝塚少女歌劇団の公演等について取り上げられるることは当然として、隨筆や論壇としての記事は多いとは言えない。

<sup>37</sup> 松本弦山（1915）「池田から」『山容水態』3(3)、32頁

<sup>38</sup> 池田市立歴史民俗資料館編（2002）『女性日本画家木谷千種—その生涯と作品—平成14年度特別展』池田市立歴史民俗資料館

本論に関わる「少女性」の文脈からは、雲井浪子がマンドリンを弾いている写真付き（図12）のマンドリンを紹介する「夏の音楽<sup>39</sup>」、及び宝塚少女歌劇団には音楽学校を設立する必要性を唱える「少女歌劇を観て<sup>40</sup>」などの文章がある。

このなかで、宝塚少女歌劇団のメンバーの一人、雲井浪子が西洋式のドレスを身に纏い、南国情緒の象徴としてのマンドリンを演奏する姿の写真を添えている。この雲井浪子の写真はまさに近代的、西洋的で、モダンな少女を表現している。雲井浪子は宝塚少女歌劇団の一期生であり、宝塚少女歌劇団の初公演『ドンブラコ』にも出演した歌劇団を代表するスターであった。この写真は宝塚のモダンで西洋的な「少女」性を初めて表現した写真でもあり、また、和装中心の若い女性が登場する『山容水態』では珍しい写真といえよう。その意味では、宝塚少女歌劇団の「少女性」を西洋的でモダンなものに方向づけていく象徴的な写真であったとも言えよう。



図

## まとめ

以上のように、『山容水態』においてはモダン少女の挿し絵、写真および「少女」という言葉自体に関する言及が少ないが、知性と知識を持ち、芸術に関心のある若い女性のイメージは継続的に表現され、それが、箕面電車が展開する郊外の行楽地や住宅地と節合されている。さらに、『山容水態』は名士の俳句、エッセイなどを掲載し、沿線郊外が文化芸術の雰囲気をもったスペースであることもあわせて強調されることになる。

阪神間郊外建設に積極的に携わる二つの会社箕面電車と阪神電鉄の広報誌『郊外生活』と『山容水態』において、「少女」はどのように描かれているかを以上の資料で考察した。『郊外生活』はモダン的「少女」を描いているのに対し『山容水態』は和風ではあるが、知性と審美眼を持つ先進的な「少女」のイメージを描いている。「少女」に関する描写の仕方が違うにせよ、両誌が郊外における生活の良さを宣伝する際に、「少女」に注目していた事実は同じである。

## おわりに

本稿では、宝塚少女歌劇団が郊外で成立したことを考察する前提として、「少女」と「郊外」の親和性という角度からの考察を試みた。そのために、電鉄会社の広報誌を材料として「少女」に言及する写真、挿絵及びエッセイなどを分析し、「少女」がいかに描かれたか、「少女」と「郊外」がいかに結び付けられ、意味付与されていたのかを考察した。そこでは、「少女」が健康、清潔、快活という意味をもって「郊外」と共鳴していたことを明らかにした。本稿はじめにで記したように、阪神間モダニズムに関する従来の研究では、竹村民郎が郊外についての考察の中で女性の存在に触れているが、彼は主婦層

<sup>39</sup> XYZ(1914)「夏の音楽」『山容水態』第2巻、第1号、17頁

<sup>40</sup> 北里龍堂(1915)「少女歌劇を観て」『山容水態』第2巻、第7号、9~10頁

の消費生活と文化生活の在り方に注目しており、郊外と少女あるいは女学生の親和性について目を向けたものではなかった。また、少女文化論の中では都市の中の少女は自明の存在として語られるが、大都市郊外という空間の特殊性と少女を結び付けた研究はなかった。本稿ではこの点に改めて目を向けて、考察を試みたものである。

## 参考文献

- 東秀紀・風見正三・橘裕子・村上暁信(2001)『「明日の田園都市」への誘い－ハワードの構想に発したその歴史と未来－』彰国社
- 永藤清子(2007)「阪神電気鉄道の発達と阪神地域における郊外生活の形成」『甲子園短期大学紀要』 第26卷
- 古屋照次郎(1902)『近畿医家列伝 前編』大阪史伝会
- 日端康雄(2008)『都市計画の世界史』講談社現代新書
- 日枝智樹(2017)「世界の広報史と日本」『広報研究』第21号
- 本田和子(1990)『女学生の系譜・増補版：彩色される明治』青弓社
- エベネザー・ハワード著・山形浩生訳(2016)『〔新訳〕明日の田園都市』鹿島出版会
- 池田市立歴史民俗資料館編 (2002)『女性日本画家木谷千種－その生涯と作品－平成14年度特別展』池田市立歴史民俗資料館
- 今田絵里香 (2007)『「少女」の社会史』勁草書房
- 神野由紀 (2014)「近代日本における少女的表象の生成について：商品デザインの特徴分析から」『デザイン理論』第63号
- 角野幸博(2000)『郊外の20世紀－テーマを追い求めた住宅地－』学芸出版社
- 片木篤(2017)「私鉄郊外の開発と生活—空間の再編」片木篤編『私鉄郊外の誕生』柏書房
- 黒田勇(2021)『メディアスポーツ20世紀』関西大学出版部
- 三島万里(2016)「広報誌を読む」文化学園大学紀要47集
- 森山賢一(2003)「谷本富の新教育思想－体験、手工科教育論にかかわって－」『産業教育学研究』第33巻、第1号
- 中村桃子(2006)「言語イデオロギーとしての『女言葉』－明治期『女学生ことば』の成立」日本語ジェンダー学会編『日本語とジェンダー』ひつじ書房
- 周東美材(2015)『童謡の近代』岩波現代全書
- 菅生均(1996)「谷本富の手工教育論に関する一考察」『熊本大学教育学部紀要』第45卷
- 鈴木博之 (1999)『〈日本の近代10〉都市へ』中央公論新社
- 竹村民郎(2012)『阪神間モダニズム再考』株式会社三元社
- 津金澤聰廣(2018)『宝塚戦略 小林一三の生活文化論』吉川弘文堂
- 若林幹夫(2001)「郊外論の地平」『日本都市社会学会年報』第19号

- 渡邊隆信（2000）「田園教育舎運動の史的再構成—「ドイツ自由学校連盟」の創設と活動に着目して—」  
『教育学研究』第67巻、第3号
- 山田賢治・松田敦志(2008)「郊外の形成」浅野慎一+岩崎信彦+西村雄郎編『京阪神都市圏の重層的な  
りたちーユニバーサル・ナショナル・ローカルー』
- 山名淳(1998)「ドイツ田園教育舎にとって鉄道とは何か--ハウビンダ校の隔絶性に関する一視角」『教育  
新世界』世界新教育学会、第24巻、第2号
- 山戸依子（2006）「日本の「少女趣味」の誕生—「少女」の共同体とその欲望—」『表現文化』第1号
- 吉田容子(2006)「地理学におけるジェンダー研究—空間に潜むジェンダー関係への着目—」『E-journal  
GEO』第1巻
- 東京朝日新聞「定期回數券規程改正」1918年7月6日付  
『郊外生活』郊外生活編集部、1914年～1915年、計22号
- 『山容水態』箕面有馬電気軌道、1912年～1917年、計37号

## 活動報告

子ども未来・スポーツ社会文化研究所を創ってくださっているメンバーは、正会員：12名、一般会員：80名、寄付会員：8名、賛助会員：3社（2025年5月7日現在）の103名です。

以下、セミナー、研究会、季刊誌・年報の発行等の事業を報告します。

### 1. セミナー

2024年4月から2025年3月まで、会員対象（非会員については参加費1,000円を徴収、オープン・セミナーは無料）で、ZOOMによるオンラインセミナーを9回開催し、250名の参加がありました。内容については、季刊誌第12号から第14号をご覧ください。

#### ●第34回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2024年5月27日（月）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：新川 謙氏（NBAワシントン・ウィザーズ マーケティング・マネージャー）
- ・ ディスカスタント：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：スポーツチームのメディア化とSNS活用—NBAの事例を中心に—
- ・ 参加者：37名

#### ●第35回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2024年6月18日（火）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：松田恵示氏（神戸親和大学学長）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫氏（代表・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：現代社会と「新しい主体性」の育成をめぐって
- ・ 参加者：31名

#### ●第36回 サマー・オープン・セミナー2024

- ・ 日時：2024年8月4日（日）20時～21時30分（日本時間）
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：映画『炎のランナー』のパリ五輪とPARiS 2024
- ・ 参加者：25名

#### ●第37回 セミナー

- ・ 日時：2024年9月30日（月）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：菊 幸一氏（国士館大学大学院特任教授）

- ・ コメンテーター：杉本厚夫氏（代表・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：「公共性」の観点からみたこれからの学校体育  
　　—所謂「部活の地域移行」問題を含めて—
- ・ 参加者：45名

### ●第38回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2024年10月31日（木）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：大島和人氏（スポーツライター）
- ・ コメンテーター：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：Bリーグはなぜ成功し、失敗するのか
- ・ 参加者：28名

### ●第39回 セミナー

- ・ 日時：2024年11月30日（土）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：谷口輝世子氏（主席研究員・米国在住スポーツライター）
- ・ コメンテーター：杉本厚夫氏（代表・京都教育大学／関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：アメリカの学校運動部における資金と運営  
　　—活動を支える人と仕組み—
- ・ 参加者：31名

### ●第40回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2025年1月30日（木）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：水出幸輝氏（同志社大学社会学部）
- ・ コメンテーター：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：「スポーツ」を模した麻雀のメディア・イベント
- ・ 参加者：19名

### ●第41回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2025年2月27日（木）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：人も走れば電車も走る  
　　—明治末年に北摂で開催されたクロスカントリー—
- ・ 参加者：14名

## ●第42回 オープン・セミナー

- ・ 日時：2025年3月29日（土）17時～18時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンラインセミナー
- ・ ナビゲーター：山本高史氏（関西大学教授）
- ・ コメンテーター：黒田 勇氏（理事・関西大学名誉教授）
- ・ テーマ：アスリートと広告の危うい関係
- ・ 参加者：20名

## 2. 研究会

2024年4月から2025年3月まで、会員限定でZOOMによるオンライン研究会を1回開催しました。以下、その概要について報告します。

### ◆第12回研究会

- ・ 日程：2025年2月18日（火）20時～21時30分
- ・ 方法：ZOOMによるオンライン研究会
- ・ 演題：「越境」するサガン鳥栖サポーター  
—在日コリアン・サッカー選手への応援を通じた他者理解の可能性—
- ・ 発表者：今井祥人氏（上智大学大学院グローバルスタディーズ研究科地域研究専攻）
- ・ 参加者：13名

## 3. 季刊誌

季刊誌第12号（2024年秋号）、季刊誌第13号（2024年冬号）、季刊誌第14号（2025年春号）を発刊しました（HPで公開）。タイトルと執筆者は下記の通りです。

### ○季刊誌第12号（2024年秋号）

「時代の変化と新たな試み－プロスポーツ・学校教育・オリンピック－」（2024年9月25日発刊）

- ・ スポーツチームのメディア化とSNS活用～NBAの事例を中心に～（新川 謙）
- ・ 現代社会と「新しい主体性」の育成をめぐって（松田恵示・杉本厚夫）
- ・ 映画『炎のランナー』のパリ五輪とPARiS 2024（黒田 勇）

### ○季刊誌第13号（2024年冬号）

「公と私の社会学－公共性、Bリーグ、学校運動部－」（2024年12月20日発刊）

- ・ 「公共性」の観点からみたこれからの学校体育－所謂「部活の地域移行」問題を含めて－（菊幸一・杉本厚夫）
- ・ Bリーグはなぜ成功し、失敗するのか（大島和人・黒田 勇）
- ・ アメリカの学校運動部における資金と運営・活動を支える人と仕組み（谷口輝世子・杉本厚夫）

## ○季刊誌第 14 号（2025 年春号）

「メディアからスポーツを考える」（2025 年 5 月 24 日発刊）

- ・ 「スポーツ」を模した麻雀のメディア・イベント（水出幸輝氏・黒田 勇）
- ・ 人も走れば電車も走る  
—明治末年に北摂で開催されたクロスカントリー（黒田 勇）
- ・ 「アスリート広告」における「違和感」の考察（山本高史・黒田 勇）

## 4. 年報

2024 年度年報第 5 卷を刊行しました。論文のタイトルと執筆者は以下の通りです。

### <特集論文>

#### パリ・オリンピック 2024

##### —commercial/ power-games の視点から読み解く—

- ・ 緒言  
黒田 勇（関西大学名誉教授）
- ・ パリ・オリンピックにおける POWER-GAMES の展開  
石坂友司（奈良女子大学研究院生活環境科学系）
- ・ パリ 2024 から導入されたオリ・パラの新チケット販売モデルに関する考察  
～ホスピタリティ・プログラムに着目して～  
島田達人（新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科）

### <原著論文>

- ・ 電鉄広報誌に見る郊外における「少女」のイメージ  
—『郊外生活』『山容水態』を通じて—  
談 輝（関西大学大学院社会学研究科マス・コミュニケーション学専攻）

## 5. 研究支援

次の研究支援を行いました。

### ➤ 研究助成

- ◆ 「20 世紀初頭の女学校の郊外移転と「少女」性の形成についての考察」  
研究プロジェクト代表：談輝（関西大学大学院社会学研究科博士後期課程）
- ◆ 「『越境』するサガソ鳥栖サポーターー在日コリアン・サッカー選手サポーターにおける他者理解の可能性と限界についてー」  
研究プロジェクト代表：今井祥人（上智大学大学院グローバルスタディーズ研究科地域研究専攻・博士前期課程）

### ➤ 課題プロジェクト研究

- 「パリ・オリンピック 2024—commercial/ power-games の視点から読み解く—」
- ・ 石坂友司（奈良女子大学研究院生活環境科学系）
  - ・ 島田達人（新潟経営大学経営情報学部スポーツマネジメント学科）

- 黒田 勇（関西大学名誉教授）
- 研究誌への投稿論文の指導・支援をしました。
- 大阪マラソン組織委員会より、大阪マラソン 2024 共同調査研究（読売新聞社・関西大学）の依頼があり、ランナー、海外ランナー、ボランティア、観客、ランナー盛上げ隊の調査を行い、2024 年 6 月に報告書を発刊しました。

## 6. 広報活動

広報活動として、ホームページは適宜更新しており、新着情報でセミナーや研究会等の事業を紹介するとともに、SNS 等によって拡散できるようにしています。また、より多くの人に参加していただけるように広報事業の見直しをしています。

## 編集後記

子ども未来・スポーツ社会文化研究所の2024年度年報（第5巻）をお届けします。

特集論文、投稿論文、活動報告で構成しました。ご一読いただき、ご感想・ご意見をいただければ幸いです。

さて、2020年5月に研究所を開設して6年目を迎えることができました。これも、研究所の趣旨に賛同いただき、ご支援いただいた会員の皆さんのおかげと、こころよりお礼申し上げます。

本年度も、2024年4月から2025年3月まで、ZOOMによるオンラインセミナーを9回開催し、延べで250名の参加がありました。

研究面では、本年度から、「課題研究プロジェクト研究」（15万円）を創設しました。パリ五輪の年でしたので、テーマを「パリ・オリンピック2024」とし、公募したところ、お二人の応募があり、「commercial/power-gamesの視点から読み解く」というサブテーマを設定し、研究を進めました。その報告を本年報の「特集論文」として掲載しました。

また、3年目を迎えた研究助成（10万円）には、3件の応募があり、審査委員会で検討した結果、2件を採択しました。そして、その研究成果については、1件は早期公開論文としてホームページに掲載し、この年報に掲載しました。もう1件は、現在審査中で、完了次第、ホームページで公開する予定です。

刊行物としては、セミナーでの内容をまとめた季刊誌も第12号（2024年秋号）、第13号（2024年冬号）、第14号（2025年春号）を発刊することができました。また年報は、前述の2024年度課題プロジェクト研究の特集論文2編と2024年度の研究助成論文1編を掲載しました。

さらに、大阪マラソン組織委員会より、大阪マラソン2024共同調査研究（読売新聞社・関西大学）の依頼があり、報告書を作成し、発刊しました。

このように、事業を展開してきた結果、正会員：12名、一般会員：80名、寄付会員：8名、賛助会員：3社（2025年5月7日現在）の103名となりました。

ただ、順調に進みますと、安定化し、待っているのはマンネリ化です。そのためには、常に変化を求めるかもしれません。その変化には、「成長」と「成熟」があると考えています。これまででは、会員を増やすとか、事業を増やすといった、どちらかというと「成長」を目指してきました。6年目を迎えたこれからは、今一度、本研究所の理念である「私たちは子どもの未来に、こころ豊かな（Well-Being）社会をプレゼントします」に立ち返り、それぞれの事業が理念を具現化しているかを見直し、その質を高め、会員の満足度や社会的評価を高めるための「成熟」を目指していきたいと思います。

皆さんからのご支援、ご叱正をいただきながら、これからも、ご一緒に研究所を創っていきたいと思いますので、引き続きよろしくお願ひいたします。

一般社団法人子ども未来・スポーツ社会文化研究所  
所長・代表理事 杉本厚夫

---

子ども未来・スポーツ社会文化研究所 2024 年度年報（第 5 卷）

発行日 2025 年 6 月 14 日

編集・発行者：子ども未来・スポーツ社会文化研究所代表理事 杉本厚夫

編集委員：谷口輝世子、速水 徹、三角さやか、山北隆太郎（幹事）

一般社団法人 子ども未来・スポーツ社会文化研究所

Research Institute for the Future of Children and Sport Social Culture

<https://fcssc2020.jp> E-mail:info@fcssc2020.jp

---

